

令和 8 年 6 月 3 日開会

令和 8 年 6 月 12 日閉会

令和 8 年 三 宅 町 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

令和 8 年 6 月 三宅町議会 第 2 回 定例会 会議録 目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (6月3日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	5
町長挨拶	5
開会の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第 25 号～報告第 4 号の上程、説明、委員会付託	7
報告第 3 号及び第 4 号について	14
同意第 4 号の上程、説明、質疑、採決	14
一般質問	15
森 内 哲 也 君	15
辰 巳 光 則 君	22
松 本 健 君	33
池 田 年 夫 君	43
久 保 憲 史 君	54
渡 辺 哲 久 君	56
散会の宣告	67

第 2 号 (6月12日)

出席議員	69
------	----

欠席議員	69
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	69
職務のため会議に出席した者の役職氏名	69
議事日程	70
開議の宣告	71
議事日程の報告	71
常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決	71
閉会中の継続審査について	83
町長挨拶	83
閉会の宣告	84
署名議員	85

三宅町告示第74号

令和8年6月三宅町議会第2回定例会を
次のとおり招集する

令和8年5月19日

三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 招集日時 令和8年6月 3日 水曜日
午 前 9時30分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和8年6月三宅町議会第2回定例会

会期日程表

令和8年6月 3日水曜日

10日間

令和8年6月12日金曜日

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	6月3日水曜日	午前9時30分	定例会開会 (提案説明・一般質問)
第2日目	6月4日木曜日		休会
第3日目	6月5日金曜日		休会
第4日目	6月6日土曜日		休会
第5日目	6月7日日曜日		休会
第6日目	6月8日月曜日	午前9時30分 午後1時30分	総務建設常任委員会 福祉文教常任委員会
第7日目	6月9日火曜日		休会
第8日目	6月10日水曜日		休会
第9日目	6月11日木曜日		休会
第10日目	6月12日金曜日	午前10時00分	定例会再開

令和8年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和8年6月3日水曜日午前9時30分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅 本 睦 男	久 保 憲 史	川 鱈 実希子
瀬 角 清 司	松 本 健	渡 辺 哲 久
森 内 哲 也	辰 巳 光 則	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	吉 弘 拓 生
教 育 長	大 泉 志 保	総 務 部 長	今 中 建 志
公共インフラ整備推進部長	岡 橋 正 織	住民福祉部長	長谷川 淳
健康子ども部長	宮 内 秀 樹	教育委員会事務局長	幸 田 美 和
会 計 管 理 者	田 中 修 三	幼 児 園 長	植 村 恵 美

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	堀 川 佳 則	モニター室係	森 本 典 秀
モニター室係	松 田 大 樹		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

6 番 議 員	渡 辺 哲 久	7 番 議 員	森 内 哲 也
---------	---------	---------	---------

令和8年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和8年 6月 3日 水曜日

午 前 9時30分 開 会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 議案第25号 令和8年度三宅町一般会計第1回補正予算について |
| 日程第4 | 議案第26号 令和8年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について |
| 日程第5 | 議案第27号 令和8年度三宅町下水道事業会計第1回補正予算について |
| 日程第6 | 議案第28号 三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第29号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第30号 三宅町児童館設置条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第31号 工事請負変更契約の締結について（工業ゾーン三宅1号線道路改良工事（6期）） |
| 日程第10 | 議案第32号 財産の取得について（職員用端末） |
| 日程第11 | 承認第3号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 日程第12 | 承認第4号 三宅町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 日程第13 | 報告第3号 令和7年度三宅町一般会計第8回補正予算の専決処分の報告について |
| 日程第14 | 報告第4号 令和7年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第15 | 同意第4号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第16 | 一般質問について |

◎議長挨拶

○議長（瀬角清司君） おはようございます。

定刻の時間となりましたので、始めてまいりたいと思います。

本日、令和8年6月三宅町議会第2回定例会を招集されましたところ、議員各位におかれましては、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日提案されております議案につきましては、令和8年度三宅町一般会計第1回補正予算についてをはじめとする議案8件、承認2件、報告2件、同意案件1件が提出されております。議員各位におかれましては、円滑に議事を進められますよう議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、スマートフォン等をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願いを申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（瀬角清司君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和8年6月三宅町議会第2回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙の中、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますことに重ねて御礼申し上げます。

さて、昨日より本日未明にかけて、台風6号が強い勢力を保ちながら近畿地区に接近いたしました。そのような中、役場といたしましては、昨日午後3時より文化ホールを自主避難所として開設し、災害に備えたところでございます。幸いにも本町においては大きな被害に見舞われることもなく、災害時に対策のかじを取る立場として非常に安堵しているところでございます。

今回の災害対応においても、日頃から顔の見える関係を構築することが大切であり、三宅町消防団、各自治会及び自主防災会などにご協力を賜りましたこと、改めて感謝申し上げる次第でございます。

また、近年の気候変動の影響により、全国各地で線状降水帯による豪雨災害や河川氾濫が

頻発しております。本町においても、防災情報の迅速な伝達など、日頃から地域防災力の向上に努めるとともに、これから本格的な梅雨期を迎える中、台風シーズンを前に関係機関との連携を一層強化し、住民の生命と財産を守るため万全の備えを講じてまいります。つきましては、議員皆様におかれましても、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出をしております案件でございますが、同意案件1件、補正予算案3件、条例の改正及び廃止3件、その他の議案2件、承認2件、報告2件の重要案件でございます。議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（瀬角清司君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（瀬角清司君） ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、令和8年6月三宅町議会第2回定例会は成立いたしましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きたいと思います。

（午前 9時33分）

◎議事日程の報告

○議長（瀬角清司君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（瀬角清司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番議員、渡辺哲久君、7番議員、森内哲也君の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（瀬角清司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日6月3日より6月12日までの10日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日６月３日より６月１２日までの１０日間とすることに決定いたしました。

◎議案第２５号～報告第４号の上程、説明、委員会付託

○議長（瀬角清司君） 日程第３、議案第２５号 令和８年度三宅町一般会計第１回補正予算についてより日程第１５、同意第４号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

お諮りします。

日程第３、議案第２５号 令和８年度三宅町一般会計第１回補正予算についてより日程第１４、報告第４号 令和７年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの議案８件、承認２件、報告２件を一括議題とし上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

お諮りいたします。

森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和８年６月三宅町議会第２回定例会に提出をいたしました各議案等についてご説明申し上げます。

まず、補正予算３件についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第２５号 令和８年度三宅町一般会計第１回補正予算についてご説明をいたします。

令和８年度三宅町一般会計第１回補正予算については、主に歳入においては、国・県支出金等の採択状況に伴う予算調整など、歳出においては、人事異動等に伴う人件費の増減とともに、災害に強い町づくり事業、交流まちづくりセンター運営費、図書運営費、中長期在留者住居地届出等事務委託費返還金、医療費助成オンライン資格確認システム改修事業、物価高対応ひとり親家庭等応援手当支給事業などに係る経費を増額補正するものでございます。

それでは、歳入からご説明いたしますので、補正予算書の10ページ、11ページをご覧ください。

2款地方譲与税、5項森林環境譲与税では、交付見込額の増額に伴い、森林環境譲与税8万9,000円の増額を行うものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務補助金では、防災力強化支援事業に充当する防災力強化総合交付金の採択に伴い、843万1,000円を増額するものでございます。

2目民生補助金では、医療費助成オンライン資格確認システム改修事業補助金として33万円を増額するものでございます。

4目農林水産業補助金では、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金の令和7年度前倒しでの採択があったため、745万円を減額するものでございます。

同款、3項国庫委託金、2目民生委託金では、国民年金事務等交付金として33万円を増額するものでございます。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生補助金では、物価高対応ひとり親家庭等応援手当支給事業費補助金として5,000円を増額するものでございます。

続きまして、12、13ページをご覧ください。

18款繰入金、1項基金繰入金、5目ふるさと納税基金繰入金では、医療費助成オンライン資格確認システム改修事業の財源調達のため、37万円の増額を行うものでございます。

20款諸収入、6項雑入、1目雑入では、自治総合センター助成事業である地域防災組織育成事業の不採択に伴い、自治総合センター助成金160万円を減額するものでございます。

続いて、歳出のご説明をいたします。

まず、人件費の補正予算につきましては、14、15ページの1款議会費から、36、37ページの10款教育費において、令和8年4月1日付の人事異動に伴う人件費補正及び条例の一部改正に伴う通勤手当の増額として、各予算科目の1節報酬、2節給与、3節職員手当、4節共済費、8節旅費においてそれぞれ予算調整を行い、人件費全体で138万8,000円の増額補正を行うものでございます。

それでは、人件費以外の補正についてご説明をいたしますので、16、17ページ下段をご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目諸費では、地域防災組織育成事業の不採択により、補助金160万円の減額を行うものでございます。

同款、同項、7目交流まちづくりセンター費では、M i i M o運営委員会の委員報酬18万

円、18、19ページ上段をご覧ください。図書管理システムを保守延長するため、電算事務委託料42万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、20、21ページ上段をご覧ください。

同款、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費では、交付額の確定による中長期在留者住居地届出等事務委託費の返還金11万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、22、23ページ下段をご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費では、介護保険特別会計繰出金49万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、24、25ページ上段をご覧ください。

同款、同項、4目国民年金費では、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に対応するシステム改修を行うため、電算事務委託料33万円を増額するものでございます。

同款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、乳児等通園支援事業が認可申請されたことに伴い、子ども・子育て会議を開催する経費、また、奈良県において物価高対応ひとり親世帯等応援手当を支給するための事務費として、委員報酬3万6,000円、通信運搬費9,000円の増額、子ども医療費助成事業のシステム導入経費として、電算事務委託料66万円、使用料4万4,000円の増額を行うものでございます。

続きまして、26、27ページ下段をご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目みやけウェルネス2025では、みやけウェルネスタウン事業に計上された予算科目の変更に伴い、医薬材料費で54万8,000円を減額し、備品購入費で同額の増額を行うものでございます。

続きまして、30、31ページ下段をご覧ください。

6款農林水産業費、1目農業費、4目農地費では、令和7年度に前倒しで国庫補助金の採択を受けたことに伴い、農業水路等長寿命化・防災減災事業の事業関係委託料745万円の減額を行うものでございます。

同款、2項林業費、1目林業振興費では、森林環境譲与税の増額に伴い、森林環境譲与税基金積立金11万5,000円の増額を行うものでございます。

続きまして、32、33ページ下段をご覧ください。

8款土木費、3項都市計画費、4目下水道費では、下水道事業会計の職員の通勤手当の増額に伴い、下水道事業会計繰出金1万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、34、35ページ下段をご覧ください。

9 款消防費、1 項消防費、1 目消防総務費では、災害リスク評価をするとともに、地域防災計画へ災害リスクを反映するため、防災力強化支援事業等のその他委託料1,686万3,000円を増額するものでございます。

最後に、36、37ページ下段をご覧ください。

14款予備費、1 項予備費におきましては、本補正予算の財源調整のため、予備費1,132万8,000円を減額するものでございます。

以上のことから、今回の補正予算額は、当初予算額51億8,200万円に対し、歳入歳出それぞれ50万5,000円を増額し、予算総額51億8,250万5,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

続いて、議案第26号 令和8年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算については、介護保険制度の改正に伴うシステム改修に要する経費を増額補正するものでございます。

歳入からご説明をいたします。

8、9ページをご覧ください。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目介護保険事業費補助金では、システム改修に要する経費の財源として、国庫補助金49万5,000円を増額するものでございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、4 目その他一般会計繰入金では、財源調整として、一般会計からの繰入金49万5,000円を増額するものでございます。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、介護保険補足給付における負担限度額が改定されることに伴い、介護保険システムの改修に要する経費として、電算事務委託料33万円を増額するものでございます。

同款、3 項介護認定審査会費、1 目認定調査等費では、介護情報基盤への連携に伴い、介護認定事務支援システムの改修に要する経費として、電算事務委託料66万円を増額するものでございます。

以上のことから、今回の補正予算額は、当初予算額9億2,489万9,000円に歳入歳出それぞれ99万円を増額し、予算総額を9億2,588万9,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第27号 令和8年度三宅町下水道事業会計第1回補正予算については、一般職の職員の給与に関する条例の改定に伴い、人件費の増額などを行うものでございます。

補正予算書の5ページをご覧ください。

21款下水道事業費用、5項営業費用では、1万8,000円の増額を行うものでございます。

次に、4ページをご覧ください。

11款下水道事業収益、10項営業外収益では、1万8,000円の増額を行うものでございます。

以上のことから、収益的収入支出それぞれ1万8,000円を増額し、下水道事業収益及び下水道事業費用を2億5,801万8,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

続きまして、条例の改正案2件及び廃止案1件についてご説明を申し上げます。

議案第28号 三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第29号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和8年3月31日に公布され、それぞれ施行されることとなったことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、まず施行が令和9年1月1日となるものとして、個人住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正、特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る適用期限の延長に伴う改正、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長に伴う改正を、また、施行が令和9年4月1日となるものとして、固定資産税の免税点引上げに伴う改正を、また、施行が令和10年1月1日となるものとして、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しに伴う改正を、また、施行日が金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日となるものとして、特定暗号資産等に係る個人住民税の課税の特例について、特定暗号資産取引に係る課税見直しに伴う法規定の新設に合わせた改正を行うものでございます。

次に、議案第30号 三宅町児童館設置条例を廃止する条例の制定については、現在休止している上但馬団地児童館の廃止に伴い、本条例を廃止するものでございます。

次に、工事請負変更契約の締結についてご説明をいたします。

議案第31号 工事請負変更契約の締結について（工業ゾーン三宅1号線道路改良工事（6

期)) については、本工事において、工事車両進入路の変更及び路盤に使用する砕石量の増加により増額の変更契約を締結すべく、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、変更契約の相手方は株式会社上田工務店、変更後の契約金額は8,575万500円です。

次に、財産の取得についてご説明を申し上げます。

議案第32号、経営戦略課において新たに職員用端末を調達することに伴い、財産を取得することとなるため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は職員用端末、契約の方法は一般競争入札、契約金額は1,294万6,340円、契約の相手方はリコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部奈良支社奈良営業部です。

続きまして、承認2件についてご説明を申し上げます。

承認第3号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、地方税法等の改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得額の改定を行うため本条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、議会の承認をお願いすべく提出するものでございます。

改正の内容は、低所得者に対し、被保険者均等割及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、軽減判定所得額を、5割軽減については30万5,000円から31万円に、2割軽減については56万円から57万円に引き上げるものでございます。

次に、承認第4号 三宅町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、こちらも地方税法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき議会の承認をお願いすべく、提出するものでございます。

改正の内容は、地方税法における住宅借入金等特別税額控除の規定の見直しに伴う条数の繰上げ等の改正、また、地方税法において、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に対する固定資産税の減額措置について、対象を拡充し、減額措置を条例で定める割合とされたことに伴う改正、また、米国関税措置の影響を緩和し国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、軽自動車税の環境性能割を廃止することとなったことにより、改正を行うものでございます。

最後に、報告 2 件についてご説明を申し上げます。

報告第 3 号 令和 7 年度三宅町一般会計第 8 回補正予算の専決処分の報告については、農業水路等長寿命化・防災減災事業に関する経費について、緊急に予算措置を行う必要が生じたため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 31 日に専決処分を行いましたので、同法同条第 2 項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

歳入からご説明をいたします。

補正予算書の 10 ページ、11 ページをご覧ください。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目農林水産業補助金では、令和 8 年度から令和 7 年度へ前倒しをする交付決定があったため、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金 745 万円を増額したものでございます。

次に、歳出をご説明いたします。

12、13 ページをご覧ください。

6 款農林水産業費、1 項農業費、4 目農地費では、農業水路等長寿命化・防災減災事業の事業関係委託料 745 万円を増額したものでございます。

以上のことから、本補正予算の規模は、第 7 回補正予算後の 49 億 9,950 万 1,000 円に歳入歳出それぞれ 745 万円を増額し、予算総額 50 億 695 万 1,000 円としたものでございます。

次に、報告第 4 号 令和 7 年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、令和 8 年度に明許繰越しを行った防犯・交通安全啓発事業、地域公共交通事業、交流まちづくりセンター施設管理費、戸籍住民基本台帳費、農業水路等長寿命化・防災減災事業、消費喚起支援事業、橋梁維持補修費、三宅 1 号線道路整備事業、大和平野中央プロジェクト推進事業、災害に強い町づくり事業、学校管理費、学校・地域パートナーシップ事業の計算書について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、議会に報告するものでございます。

以上、今定例会に提出いたしました議案 8 件、承認 2 件、報告 2 件の提案説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（瀬角清司君） ただいま町長の説明が終わりました。

お諮りします。

日程第 3、議案第 25 号 令和 8 年度三宅町一般会計第 1 回補正予算についてより日程第 12、承認第 4 号 三宅町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてまでの議案 8 件、

承認 2 件は、各常任委員会へ付託したいと思います。また、委員は全員でありますので、総括質疑は割愛いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 3、議案第 25 号 令和 8 年度三宅町一般会計第 1 回補正予算についてより日程第 12、承認第 4 号 三宅町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてまでの議案 8 件、承認 2 件は、各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎報告第 3 号及び第 4 号について

○議長（瀬角清司君） 日程第 13、報告第 3 号 令和 7 年度三宅町一般会計第 8 回補正予算の専決処分の報告について並びに日程第 14、報告第 4 号 令和 7 年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法第 180 条第 2 項並びに地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、町長の説明がありましたので、これを報告といたします。

◎同意第 4 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（瀬角清司君） 日程第 15、同意第 4 号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第 4 号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任については、委員 1 名の任期が令和 8 年 6 月 30 日をもって満了となることから、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

選任する者は藤田良信氏、再任でございます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬角清司君） ただいま説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件についての討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（瀬角清司君） 日程第16、一般質問についてを議題とします。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（瀬角清司君） 7番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

7番議員、森内哲也君。

○7番（森内哲也君） ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問、発言を議場にてさせていただけたらと思います。なお、再質問は自席にて行わせていただきます。

私のほうから、今回は1つです。行政組織の改編とその検証というタイトルです。

イノベーション推進部の廃止、総務部への統合について、前回、町長は、「失敗だけではない」、「挑戦の種火を役場全体に広げるもの」と答弁されました。しかし、これを発展的な改編であると説明するのであれば、まずイノベーション推進部が実際に何を担い、何を生み出し、何が制度として定着し、何が見直し、終了、縮小、移管されたのかを町として検証する必要があると考えております。そこでお伺いします。

M i i M oを核とした町づくり、官民連携、地域おこし協力隊、ローカルスタートアップ、DX推進など、挑戦的な取組として語られてきた事業について、どの事業が定着し、どの事業が終了、縮小、移管され、どのような検証を得たのかをお示してください。

私は、新しい取組が全て成功しなければならないとは思っておりません。挑戦すれば当然失敗もあります。問題は、失敗を隠すことなく、うまくいった点とうまくいかなかった点、未達成に終わった点を検証して次につなげる仕組みがあるかどうかだと思っております。検証の在り方としては、単に成果があった、一定の効果があったとまとめるのではなく、例

例えば事業開始時の目的、途中で行った見直し、住民の反応、費用負担、制度変更の理由、あるいは現在の判断を時系列で整理することが必要だと考えております。

M i i M o の運営についても、住民主体の運営、町づくり法人化、地域おこし協力隊の活用、M i i M o 運営室の設置や見直しなど、これまで様々な方向性が語られてきたと思います。これらについて、当初の狙い、現在の到達点、実現できたこと、できていないことをこの機会に検証していただきたいと思っております。イノベーション推進部が総務部へ統合された今、この挑戦と成果と課題を今後どの部署が責任を持って検証し、実行管理していくのか、町長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員の一般質問にお答えいたします。

みやけイノベーション推進部が所管していた事業で行っていた取組について、どの事業が定着、終了、縮小、移管されたのか、また、その検証状況についてお答えいたします。

まず、定着した事業については、みやけイノベーション推進部が実施した事業のうち主な事業について、経営戦略課におけるD X推進事業、未来共創課における交流まちづくりセンターの運営や地域おこし協力隊サポート事業が挙げられます。

次に、終了・縮小した事業についてでございますが、産業共創課におけるローカルスタートアップ事業については、事業としては終了を迎えました。一方、その中で生まれた取組や事業アイデアについては、未来共創課の空き家対策事業としてフェーズを変えながら継続しております。

具体的には、ローカルスタートアップ事業の一環として実施した空き家セミナー等を通じ、空き家を活用したビジネスプランや地域課題の解決につながる提案が生まれております。今後は、これらの提案を一過性のものとせず、提案者への伴走支援を継続しながら、令和8年度から開始した三宅町空き家空き店舗等活用事業者支援事業補助金や創業支援に関する補助制度とも連携し、ローカルスタートアップ事業で生まれた地域のチャレンジを空き家の利活用や町内での創業につなげてまいりたいと考えております。

次に、移管された事業についてでございます。

みやけイノベーション推進部、政策推進課にて所管されていた事業については、経営戦略課へ総合計画や定住自立圏など、未来共創課へはM i i M o 運営や官民連携など、産業共創課へは企業版ふるさと納税やローカルスタートアップなどが移管されました。

次に、みやけイノベーション推進部が総務部へ統合された今、その挑戦と課題を今後どの部署が責任を持って検証し、実行管理していくかのご質問についてですが、昨年12月議会でみやけイノベーション推進部の組織改編についてご質問をいただいた際にお答えした考えと変わるものではございませんが、改めてお答えさせていただきます。

みやけイノベーション推進部が令和6年度末まで担ってきた役割といたしまして、単に新しい事業を実施する部署というだけではなく、町内の部署の垣根を越え、これまでの行政の枠組みだけでは進めにくかった取組に挑戦するための政策形成や実行支援の役割を担ってきたものと認識しております。

議員のご指摘のとおり、新しい取組の全てが当初の想定どおりに成功するものではございません。うまくいかなかったことや実現できなかったこと、また、制度として定着できなかったことについては、原因を検証し、次につなげることが重要であると考えており、引き続き個々の事業につきまして、各所管課が責任を持って検証と実行管理を行ってまいります。

以上で、森内議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 森内議員、再質問。

○7番（森内哲也君） ご答弁ありがとうございます。

もう少し掘り下げて質問させていただけたらと思います。

定着した事業ということで幾つか挙げていただきました。私のほうからも、住民さんにこういう事業がうまくいっているよというふうにお伝えできたらなと思いますので。

例えばDX推進事業は具体的にこういった形で定着しているとか、3つぐらいですかね。まちづくりセンターの運営とか地域おこし協力隊サポート事業が、お聞きしていたら、定着している一つの形になったというよりも、継続してやっている事業ですよという意味に取れたんですけれども、多分、具体的に例えばDXと言われても何か分からないので、こんな事業と教えていただけたらというのと、あとMiMo運営とか地域おこしのサポート事業とかも継続していただいています、やっぱり何か課題もあるなという点もあるかと思うんで、そのあたりもお話しいただけたらなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 今中総務部長。

○総務部長（今中建志君） ありがとうございます。

定着した事業ということですが、例えばDX事業について、書類、公文書の管理の整理、片づけは今までチューブファイルでしていたやつを、きれいに箱の中に収めて文書を整理していくという整理の方法であったり、MiMoに関しましては運営ですね。始まっ

て数年がたっておりますが、住民さんの利用であったり、団体の利用であったり、課題点も見えてきたところもあります。その辺は引き続き運営委員会等にも図りながら、よいものに改善していきたいなど、こう考えております。

最後に、地域おこし協力隊のほうにつきましても、この4月ですかね、太子道まつり等も地域を交えて、協力隊、またいろんな団体等も踏まえて活動し、地域のほうに根づいていっていると、こう考えておりますが、またいろんなそれぞれの多方面の力を借りながら、地域の発展のほうに寄与していただけたらと考えております。

以上です。

○議長（瀬角清司君） 7番、森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

細かいところをちょっとあんまり突っ込んで聞いてもこの場ではなんなんで、またいろいろと一緒に考えさせていただきたいなと思っております。

あと終了・縮小した事業についてということで、ローカルスタートアップ事業を挙げさせていただいております。当初、地域創生といった名前かな、3年間ぐらいの事業で計画というふうに、もう3年前から決まっていたのじゃないかなという記憶をしております。我々議員のほうからも、1年目をやっていただいて、いや、2年目はこっちのほうがいいんじゃないと言いながら変遷してきたような経緯をたどっていたと思います。

そう考えると、当初3年計画でここまできたいと思っていた事業ができなかった、あるいは変更になったんでというので、思いが変わってきたりとか、当初目指していた目標とかが変わってきている経緯があるのかなというんですけれども、そのあたりの振り返りとかがあればお話しいただきたいなとは思っているんですけれども。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ご質問ありがとうございます。

当初、本当にこのローカルスタートアップ事業を含めですけれども、政策順位につきましては、第2次総合戦略における事業編成の中で、予算編成方針においてまずホップ、ステップ、ジャンプということで、単年度で事業完了ではなく、やはり複数年を見据えて、その中で見つかった課題、初年度で見つかった課題を2年目に改善していく、また3年目にという形で取り組むために、複数年でまず事業をつくっていくということを編成方針で固めた後、それに伴って事業の構築というところをしてきたという経緯がございます。

1年目、確かに僕らも手探りの中、また、この全国で2番目に小さい三宅町においてスタ

ートアップの企業家を目指す方がいるのかどうか、本当にそういう方がいるかどうかというところからのスタートだったかなというふうに思っています。

また、その中で、三宅町の地域課題とビジネスというところがどう結びつくのか、結びつけることで、地域の皆さんのまた新たなサービスであったり課題解決につながるような展開というところ、また、それをビジネスで回すことによって持続可能な形の課題解決の方法が生まれるんじゃないかという仮説の下、事業に取り組んできたところでございます。

2年目においても、1年目の取組の中で議員の皆様からいただいた意見を反映しつつ、ブラッシュアップをさせていただいたところですが、さらに、3年目につきましては多くのご意見をいただいたところ、内部でもそのご意見を参考にしながら事業の組立てを行ったところでございます。

その中で、やはり空き家を活用した事業を、空家の課題と地域のビジネスというところが結びつかないかというところも2年目以降の課題として出てきておりましたので、スクールであったり事業に取り入れた結果、一定三宅町内でそういった空き家を利用して起業したい、また活用して事業をしたいという方が実際に見つかったというところもございます。

そしてまた、マンパワーのところもございますので、スクールにおいては、当初予算の委員会でもご説明をさせていただいたとおり、また県とも連携をしながらというところ、そして、3年目の事業でやりたい方々が見つかったというところの伴走のほうに注力しようということで、今回、先ほど答弁をさせていただきました三宅町空き家空き店舗等活用事業者支援事業補助金を創設したり、また創業支援に関する補助制度というところを今年度当初予算で計上させていただきながら、今、事業を進めていっているというところで、決してここは切れているわけではなく、3年やった結果からいろんなことを見直して、今できることをこの4年目、新しい形にして取組をスタートしたというところでございます。

○議長（瀬角清司君） 7番、森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

ローカルスタートアップ事業は、いろいろと中で変遷があり、職員、担当していた者がという話もある中で、いろいろと苦労しながらやってくれていたというのもこちらは理解しております。例えば3年目なんかは、現場の職員さんからこういったことが三宅町で必要じゃないかなという、下からもろに上がってきた事業でやられていたというふうに思っております。

実際、私も、そういうふうな形で事業化するというのはいいことだと思っていて、すごく

気になってその流れとかを見させていただいておりました。起業を仕事を起こすほうですよ、会社とかという意味じゃなくていろいろされる方がいたというのが分かったということですけれども、それも確かに分かりました。

現場の職員さんから上がってきたんで、三宅に合っているのは、こういう小さい感じの人を見つけてというか、出てきていただいて応援するというのがすごく大事だなとかいい事業だなと思いながら見ていたんで、何かこれが3年たったんで、スタートアップという意味で、今はフォローに回るとおっしゃいましたけれども、もう少し継続してもよかったのかなと、これは個人の意見ですけれども、思っております。いやいや、とりあえずそこで区切りを置いてフォローに回る、で、フォローの仕方としては空き家の活用だということで、もうまさにそのとおりだとは思います。

が、しかし、空き家については、M i i M o ができた当初からチャレンジ食堂とかという形でM i i M o 食堂でチャレンジしていただいて、1年ごとという計画だったのかな。終わったら空き家とかで店舗を開いていけたらいいですよと、それこそM i i M o がスタートした時点から空き家の活用はうたっておられたはずなんで、それを今分かったみたいな言い方をすると、いやいや、もっと前から分かっていたやんと思っちゃうんですけれども、ただ、事業の流れを追いかけていくとそういうふうな言い方になるのかなと思っています。

ですので、空き家の活用というのはすごくコンセプトとしてこれからもやっていかないといけないんで、昔からですやんというところなんで、今回予算に入れて考えているということなんですけれども、どうやって継続していこうとか、形にしていこうとか、なかなかうちの空き家を使ってくださいみたいなところが見つからないという課題もあるんで、そういったところをうまく乗り越えていくために何か作戦とかを考えておられるのかなというところを、ちょっとお答えいただけるようであればお願いしたいんですけれども。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

おっしゃるとおり、いろんなところで空き家の課題というところはあったんですけれども、今回何が進歩というか、具体的に進んだかという、やはり事業計画を立てて、しっかりとビジネスとしてやっていけるという計画書まで作れたというのが今回のスクールの中で大きかったのかなと。

M i i M o の中では、やはり1日1日で、半日というところの営業なので、具体的なビジネスの計画であったり、融資を受けるための事業計画書まで作成というところはなかなかで

きていなかったという課題もあって、今回、ローカルスタートアップではそういうような事業も取り入れるということで、そういう小さなビジネスをちゃんと支援していこうということで取組をスタートしたところでございます。より一歩進んだというような認識を持っていたらなというふうに思っています。

その中で、また今後どう継続していくかというところの作戦でございますが、ここは担当課とも常々議論をしているところでございまして、やはり一つモデル事業であったり、こういう空き家がこういうふうになるんだということを地域の皆さんにも知ってもらおうということが非常に大事であるのではないかというふうに考えております。

三宅の課題として、やはりなかなか貸していただける物件が少ないというところがございまして、そういう部分では、こういうモデルでチャレンジをされる方々が、リノベーションをしながら新たな店舗づくりであったりいろんな活動をされる中で、一つモデルを見ると、地域の方々もこういうことが起こるなら協力してみようということで、貸手側の需要が喚起できるんじゃないかというところと、やはりローカルスタートアップ事業を続けている中で、三宅町で何かしたいという方が明らかに町外からも増えているところがございまして、やはりそういった方々がやりたい思いをかなえるための物件であったりというところが見つかるような仕組み、一つモデルをつくることで、そういう需要というか機運を高めていくということができてくるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（瀬角清司君） 7番、森内議員、ちょっと暫時休憩で。タイム的なことが生じて止まっているみたいな形で。

（午前10時19分）

○議長（瀬角清司君） 休憩を解きます。

（午前10時21分）

○議長（瀬角清司君） そしたら、7番議員。

○7番（森内哲也君） そしたら、ちょっと確認をさせてください。

スタートアップの3回目の事業でいろいろ、それこそちょっとしたことだけれども、何かやってみたいという住民さんがたくさんおられるなということなんで、そういった方をまた見つけるとか出てきていただくような、来やすいような雰囲気づくりなどをお願いしたいというのが一つと、M i i M o 食堂のチャレンジショップみたいなのところも変わらずコンセプト

トとしてあると思っというてよろしいでしょうかね。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） この制度の利用はできますので、そういったところでは支援していきたいというふうに思っています。

○議長（瀬角清司君） 7番、森内議員。

○7番（森内哲也君） そういえば、最近、起業家の方の補助金というのがホームページに載っていたような気がしますので、そのことをおっしゃっているのかなと思います。

最後として、ちょっと意見を申し上げたいと思います。

今回質問させていただいたのは、イノベーション推進部だけを特に問題としたわけではありませぬ。新しい事業に取り組んでいたということですからいろいろ質問させていただきました。町の事業全体について、始めた事業とか、始めた事業をどうやって継続して、どう見直して、どう引き継いでいくのかを確認したかったという趣旨で質問させていただいております。

町にとって必要な事業であれば、町長や一部の職員さんの熱意だけで動くのではなくて、担当が替わっても、組織が替わっても、目的や経緯、成果や課題が引き継がれて継続できる仕組みが組織として必要だと思っております。事業を変えたりやめたりすること自体を責めているわけではありませぬ。ただ、変えるなら、こういう考えが出てきたから変えるとかなぜ変えるのか、続けていくのであればなぜ続けるのか、その結果を重ねていって、何かがよくなり何が課題として残っているのか、そこを町として説明しておける状態にしておいてほしい、大事だと思っております。

今回の組織改編を単なる廃止や統合で終わらせずに、三宅町役場全体の事業管理と継続性を見直す機会にさせていただきたいと思っております。

以上として意見を申し上げさせてもらって、終わりにさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） そしたら、7番、森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 辰 巳 光 則 君

○議長（瀬角清司君） そうしましたら、続きまして、8番議員、辰巳光則君の一般質問を許します。

8番、辰巳光則君。

○8番（辰巳光則君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をしたいと思います。

まず、一般質問の前に、先ほど町長からもありましたが、今回の台風で人的被害・物的被

害がなかったこと、大変うれしく思っております。それと、昨日の3時から今日の6時まで避難所を開設してくださった職員さんも大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

それでは、一般質問をさせていただきます。

三宅町石見駅前のヤング・イノベーション・レジデンス予定地がインターナショナルスクール誘致の候補地に上っている件について。

2026年4月26日付の読売新聞紙面にて、奈良県が新たにインターナショナルスクールを県内に誘致するため、誘致する場合の需要や収益の分析などを実施するため、今年度予算に1,700万円を計上したという報道がありました。海外で活躍するグローバル人材の育成を目指すほか、誘致したエリアに若い世代が流入することで地域振興を図るということです。

その候補地として、奈良市の旧奈良高校跡地、葛城市の旧社会教育センター跡地、そして三宅町石見駅前のヤング・イノベーション・レジデンス、いわゆるY I R 予定地が挙がっています。インターナショナルスクールの漠然としたイメージはありますが、あくまでもイメージです。数年前頓挫した奈良県立大学とインターナショナルスクールの大きな相違点等はあまり分かりません。もちろん今の段階でインターナショナルスクール誘致に反対するものではありませんが、あまりにも突然のマスコミ報道に驚いています。

ここで質問ですが、この報道に際し、県からはどのタイミングで石見駅前が候補地になりましたという話があったのでしょうか。また、町としては、一報を受けた際、県に対してどのような反応をされたのでしょうか。この報道後、議会や住民への情報共有ができていないと感じますが、どうお考えでしょうか、お聞かせ願います。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 辰巳議員の一般質問にお答えいたします。

ヤング・イノベーション・レジデンスのための石見地区の県有地については、4.7ヘクタールの企業誘致エリアが設定されております。このエリアにどのような企業を誘致するかについては、県の三宅町県有地活用基本構想においてY I R と親和性のある分野が検討されております。この企業誘致エリアの活用として、県はインターナショナルスクールの誘致を進めているかと思いますが、本件について本町へ直接通知や連絡はございません。

県のインターナショナルスクール誘致については、令和8年2月18日の奈良県知事の会見において発表されたことで認識いたしました。数ある県有地の中の候補地の一例として発表されるとともに、令和8年度予算として1,700万円が計上され、設置動向調査やインターナショナルスクールへの伴走支援等が行われる予定となっております。

このような中、4月2日、奈良県担当部長と面談を行い、三宅町県有地の有効活用について、地元に対し丁寧な説明を求めたところでございます。また、本件に対して、地元住民に対しての情報提供や説明については、タウンミーティングの開催を予定しているところでございます。

以上で、辰巳議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 8番、辰巳議員、再質問。

○8番（辰巳光則君） 通常では、一般質問をして回答をもらったら、ご答弁ありがとうございましたと言いたいところなんですけれども、なかなかちょっと他人事かなというような答弁に感じました。

まず、どのタイミングでこのことを知りましたかということなんですけど、8年の2月18日、県知事の会見において突然発表されたということなんですけれども、全く当たりというか、こういうことを考えているんですけれどもというようなご相談というか、お話もなかったんでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） はい、ございません。

○議長（瀬角清司君） 辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） それは、県に事前にやっぱり言うといてほしいわとか後で抗議するなり、ちょっとそういうことではうちらも困るわというようなことは言うてほしいかなと。

何年か前にあそこに大学をつくると、地権者の方々も、先祖代々守っていた土地なんだけれども、大学ということだから協力しようかということで、泣く泣く土地を売って協力してくださった方がたくさんいます。

それが知事が替わられたときに寮になるということで、地元説明会でも僕はその場にいってましたけれども、すごい、怒号とまでは言いませんけれども、いや、話が違うやないかとか、いろんな話が出たわけですね。で、最終的には、皆さん納得を全員がされているかどうか分かりませんが、寮でもというような形で収まっているときに、また突然このような降って湧いたような話で、さすがにちょっと三宅町をばかにするのはいかがなものかと思うんですけれども、それに対しては、町長、副町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（瀬角清司君） どちらが。

森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

ヤング・イノベーション・レジデンスについては、7ヘクタール、あの石見の土地というところ、県有地でございます。当初の計画どおり、先ほど答弁もさせていただきましたけれども、4.7ヘクタールに関しましては、もともと企業誘致エリアとして企業誘致をして進めていくという計画の下、進められているところでございます。

その中で、県の中で企業誘致の一環として、インターナショナルスクールの誘致というところが今回検討されたのではないかというふうに思っていますし、まだまだ、候補地も3か所のうちのあくまでも一つだということで聞いておりますので、決して三宅の場所にインターナショナルスクールが来るということではないと認識しているところでございます。

ただ、県の決定に関しまして、どこになるかというところは先方の意向もあるということはお聞きしていますので、そこに関して決まるところに関しては、情報共有をしっかりとしてほしいというところと、また、地元に対してやっぱり丁寧な説明をしっかりとしてほしいと、事業の協力ということを今後もしていただかなければいけないところもございますので、そういったところでは、やっぱり地元の理解がないと事業は進んでいけないというところはしっかりとお伝えさせていただきながら、丁寧な説明を県として対応してほしいということは強く求めているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 8番、辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） そういうことです。僕は、自分の質問の中でインターナショナルスクールを反対するものでは全くありません。これは、地元も町も、むちゃくちゃいいからこれをもう全町挙げて取りに行こうやったら、それでいいと思います。僕がもう勝手にするもの違うんで。

ただ、この回答の中で気になるところが何点かあったんですが、7ヘクタールのうちの4.7ヘクタールが企業誘致ということで、当初のY I Rの寮のときに、もう一部でこういう企業が来ます、こういう施設をつくりますというのは何となく我々も聞いていた中で、それが突然企業じゃなしにインターナショナルスクール。だから、さっきの答弁で4.7ヘクを企業誘致と。インターナショナルスクールは企業ですか。学校でしょう。僕は企業ではない認識なんです。

それと、2月18日に県知事の会見があって4月2日に担当部長と面談を行い、1か月半何をされていたんですか。逆に、何で、じゃ、2月18日の次の日にでも、こんな発表をされたけれどもどうなっているんですか、私は聞いていないけれども。その2月18日から4月2日までの約50日間は何をされていたんですか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

先ほど辰巳議員がおっしゃった、企業が決まっているということは決してございません。当初からこの企業ありきということではなく、そこは誤解があるので訂正をお願いしたいというふうに思っています。何も決まっていない、企業誘致をするということだけが決まっていまして、町としてもそれしか聞いていませんので、このような企業が来るということは一切県としても発表もされていませんし、そこは迷惑がかかる話かなというふうに思うので訂正をお願いしたいというふうに思います。

また、2月18日からというところでございますけれども、公式に面談をさせていただいて申したのはここというところでございますが、担当職員も出向しているところでございましたので、担当課につきましては、要望というところは強くさせていただいているところでございます。

ただ、2月18日というところで県議会のほうも始まるところでもございましたので、なかなか私と担当部長の日程が合わなくて直接お会いするのが遅くなったという認識で、町の意思としては、担当課のほうにはしっかりと伝えているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 8番、辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） そうですね、各所に迷惑がかかったら駄目なんで、あくまでもその企業というのはうわさの範囲なんで、ここが決まっているというのはもう訂正しときます。

町長も、日本全国いろいろなところに出張されているんでお忙しいとは思いますが、それでも2月18日から4月2日というのはちょっとタイムラグがあり過ぎかなと、僕個人的には感じました。

ちょっとお聞きしたいんですが、初めてインターナショナルスクールが来るかなとなったとき、候補地の一つになったときは、町長は率直にどのような感想を持たれましたか。それはもう本当の感想で結構です。大学誘致で県立大学が来るもんやと思っていて、それが頓挫して、ああ、インターナショナルスクールか、学校か、これで地元の人も納得してくれはるかなという安堵の気持ちなのか、何を県は勝手にこんなことをまた言うてるんやと思われたのか、この発表があった後の町長の率直な感想をお聞かせください。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

地元の一番の要望で、辰巳議員も説明会のときいていただいたということなんですけれど

も、一番大きかったのは、あの土地をそのまま荒地でほったらかしにしてほしくないという意見が一番多かったかなと。しっかりと事業を推進してほしいというところ、協力した限りはしっかりと前へ進めてほしいというところが強い意見だったかなというふうに認識しているところでございます。

ただ、インターナショナルスクールについては、もろ手を挙げてというか、中身についてまだまだ不明瞭なところもございますので、やはりそこは、県はどういったインターナショナルスクールを誘致したいのか。また、インターナショナルスクールの事業体自体は企業が運営するということでお聞きしているところですので、企業誘致の一環というのは県のほうでもおっしゃっているところでございますので、その中身であったり、どういった運営を目指していかれるのかというのは、これから今年度の設置動向調査等や、また、インターナショナルスクールの伴走支援等の事業が行われる中で明らかになってくるかなと思いますので、そういったところで注視をしていきたいというふうに思っています。

○議長（瀬角清司君） 8番、辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） 4月2日に県の担当部長と面談を行われたということで、多分いろんな疑問等を県にぶつけられたことやと思いますが、まず、県が最初に発表していた、誘致したエリアに若い世代が流入することで地域振興を図るということですよね、県が言うているのは。

県が三宅町のあの土地に奈良県立大学の設置を断念した理由としては、大学が来たから地域振興ができるという三宅の思惑は実現しないというようなことを言うていたようなことがあるんですけども、大学が来て、若い世代が来て地域振興を図りたい、三宅もそれがいいんじゃないかと言うてる中で、今回の、大学が来ても地域振興は図れないけれども、インターナショナルスクールが来て若い世代が流入することで地域振興を図るというのは、ちょっと矛盾もあるように思われませんか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 知事がおっしゃっているところで矛盾もあるかなと思いますけれども、一番大きな見直しの理由で知事がおっしゃっていた部分でいいますと、やはりこれから少子化の中で学生の確保ができず、経営が厳しいであろうということをおっしゃっていたところが、大学を県が経営するということやと思うんですけども、県民の税金で赤字補填をしながら大学運営をするということが駄目なんじゃないかというのが多分知事のお考えの中だったのかなという、大きな決断の中だったのかなというふうに私自身は感じて

いるところがございます。

また、今回の知事の答弁、2月の一般質問等々、代表質問かな、その答弁でも、インターナショナルスクール単体で見るのではなくて、音楽、芸術ホールでしたかね、それと川西町におけるスポーツのところとインターナショナルスクールということで、学びと文化とスポーツで世界とつながって、世界に奈良県から発信していくという大きな構想の下の全てを合わせた中で、インターナショナルスクールというのは候補地の一つとして三宅があるんですけれども、この3つの事業を進めていくという形で答弁をされていたというふうに記憶しているところですので、三宅というよりは全体、その3つの、世界に向けて奈良県として取り組んでいく一つの事業としてという認識を持たれているのかなというふうには感じているところです。

○議長（瀬角清司君） 8番、辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） 聞きたかった一つとしてY I Rの一部かどうかというのに関しては、先ほどの町長の答弁で、7ヘクタールのうちの4.7がY I Rの一部ということなので、そこは理解しました。

これから質問で、議会、住民に言うのがどのタイミングかということで、先ほど住民さんとかにはタウンミーティングでということで、8月に大体予定されているタウンミーティングでよかったですか。

○議長（瀬角清司君） 今中総務部長。

○総務部長（今中建志君） ありがとうございます。

今現在、タウンミーティングにつきましては8月上旬を予定しております。

以上です。

○議長（瀬角清司君） 8番、辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） 2月に発表されて4月に県の担当化と会われてということで、8月というたらもう4か月なんで。せんだっての議会でも地元からY I Rに関しては請願が出ていたように、ちょっとほったらかしにせんと前に進めてくれという地元からの強い要望がある中、今回この新聞報道を見た住民さんも数多くいらっしゃる中で、議会にも住民さんにも説明も何もなく4か月間ほったらかしというのは、あまりにも無責任というか、もっとやれることがあるんじゃないんでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

僕たちも今持っている情報は報道の、それ以上でもそれ以下でもないというところでございます。今年度、県において予算化した事業の中で、これから事業化で進めていく中で今後の動きというのは見えてくるのかなというふうに思っていますので、そういったところも注視しながら情報共有のほうをしっかりと心がけていきたいと。町としての情報共有というところは、適切に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬角清司君） 8番、辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） そんなことを言っているのではなくて、地元も地元自治会もすごく心配を、我々議会も心配しています。先ほども言ったように、このインターナショナルスクールがいいか悪いかでは全くなくて、町のほうも受け身だということもよく分かっていますし、県のする事業というのもよく分かっています。

ただ、僕が言いたいのは、こういう報道があったときに、せめて地元自治会の代表者に集まってもらって、こういうことになっていると、ただ町としても受け身で全く情報がない中、自治会とはもう水面下で話し合いして、本当に自治会の総意としても、議会も交えて、インターナショナルスクールを積極的に誘致するものなのか、いや、違うものがあるのかという話し合いぐらいはできるんじゃないかと言うているんですけれども、どうでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 8月のタウンミーティングでもそのようなご意見も賜ればなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（瀬角清司君） 8番。

○8番（辰巳光則君） 町長、聞いてはりましたか。8月というたらもう4か月もほったらかしにするんですかということなんで、今6月頭なんで、8月の上旬というのはまだ2か月あるんで、せめて地元とか議会には、こういう話があるというのはもうちょっと詳しく説明してもらえたらなと思います。

大学のときに県が言うていたのは、生徒が来ないかもわからないということで大学を断念したという経緯があるんですけれども、仮に、じゃ、三宅町にインターナショナルスクールを誘致というか、来ることになって、生徒は来るんでしょうか。

例えば県立大学は、生徒が来なかったら県が損するからというロジックかもわかりません。企業体がやるインターナショナルスクールやったら、募集人員に対して生徒が来なくても損するのはそこやという県の考えなんではないでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 多分そのようなところも含めて設置動向調査ということが今年度予算化されているんだろうなというふうな認識をしているところでございます。

○議長（瀬角清司君） ８番、辰巳議員。

○８番（辰巳光則君） そもそもこの大学の最終決定を奈良高校にするか、葛城市にするか、三宅町にするかというのは県側が決めるのか、来る企業体が決めるのか、どちらなんですか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） そのあたりの詳細というところは、今、本町においては分かりかねるところです。

○議長（瀬角清司君） ８番、辰巳議員。

○８番（辰巳光則君） そこも含めて情報収集してほしいのは、仮に、じゃ、県が決めるとなったら、で、三宅町もどうしてもインターナショナルスクールに来てほしいとなるのであれば、やっぱりそれに向けての動き方というのものもあるかなと思いますので、その辺の情報収集に関しては、町長、取れるように願います。

一番心配なのが、県議会のときに、ちょっと名前は存じ上げないんですけども、誰かの一般質問の中で、下の土地は例えば賃貸なのか、売るのか。もうそのインターナショナルスクールを予定している企業が買いたいというときは知事は売りますと言われたんですけども、仮にそこが何年か後に、インターナショナルスクールはやっぱり採算が合わんからということで全然違う商業施設とかになる場合もあるんで、いや、知事は売ると言わはったけれども、そこはほんまですかとかというような確認とかはされたんでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 回答できますか。

森田町長。

○町長（森田浩司君） もとからこの企業誘致エリアに関しては、企業側への売却も含めて、どういう形でやっていくかというのは検討していくということで、当初から変わりなく進められているのかなというふうに感じているところですので、そこは今のところそういった認識かなと思っています。

○議長（瀬角清司君） ８番、辰巳議員。

○８番（辰巳光則君） もちろん町の立場で県に強く言えないというのもよく分かりますけれども、やっぱり言うべきことは言わないといけないという部分もありますし、僕が一番危惧していることを今から言いますが、仮に、じゃ、地元も三宅町も、インターナショナルスクールで町おこしで若い子たちを入れて、寮もつくって、地域の活性化をするということをも

う官民一体で、住民も交えてインターナショナルスクールを取りに行くんや。で、三宅で決まったともしなったときに、仮に来年の知事選挙で今の知事がもし再選されない場合に、新しい知事がもうこの話も白紙やとなったときに、三宅町や地元住民をどれだけばかにしているとか、翻弄しているとか。だから、もしそれやったら、もう何があろうが必ずインターナショナルスクールは着地してくれとかというような確約というのは、今の段階で決められる話ではないんですけれども、そういうのは県に強く働きかけはされているとか、これからされるんでしょうね。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 知事が替わる、替わらないというところも大きく影響するかなというふうに思いますので、今、仮定の段階ではお答えできないかなというふうに思っておるところでございます。

○議長（瀬角清司君） 8番、辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） まあそうですね。

ただ、それだけ三宅町や地元を弄ぶとか、言い方は悪いかも知れないですけども。ですから、一回大学が頓挫している。今度はインターナショナルスクールが来る。地元もそれやったらいいかも知からへんということで機運が高まったときに、2回もそういうのでなくなりましたというのは、あまりにもやっぱ三宅町、地元をばかにしているような話やと思うんで、そこも含めて県には、今、こういう話が三宅町内では起こっているということを強く言ってほしいですし、先ほどからも言うていますが、8月のタウンミーティングで地元にということを言われていますが、もう早急にでも、せめて地元から請願が出ていたように、自治会長さんたちには集まってもらって、今こういう話が出ていますと。で、8月にタウンミーティングをしますと。数多くの自治体の住民さんにも来てもらってください、そこで忌憚のない意見を言ってくださいというような働きかけはされるべきやと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ご意見賜りました。また、県に対しては、議会の意見であったり地元の意見というところは、今までどおりしっかりと伝えさせていただいているところでございますので、引き続き変わらず伝えさせていただきたいと考えております。

○議長（瀬角清司君） 8番、辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） もう最後にしますが、冒頭で言うたように、インターナショナルスク

ールは駄目という話では全くなくて、本当に地元や三宅町にとっていいものであれば、それはいい形で来てもらえたらいいと思っています。ただ、やっぱりそこに至るまでには十分な住民説明と議会にも説明いただいて、全町を挙げてどちらの方向に進めていくんやということを強く願います。

今の町長の答弁を聞いていたら、8月のタウンミーティングにいくまでにちゃんと地元説明会等をやってもらえるような感じかなとは思っていますので、丁寧な説明というのを今後も希望して、一般質問を終わります。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

県のほうも、企業誘致の関係でどこの企業というところもあって、守秘義務等々がかかっているところがあるとは思っていますので、そういった部分では出せない情報というのが非常に多いのかなというふうに。私たちにも、問合せの中で、そういった壁があって言えないとおっしゃっているところもございますので、現状の整理としては、今出ている報道資料以外、報道発表以外、本町としても知り得る情報がないというところをご認識いただけたらなというふうに思っていますので。

説明会というかタウンミーティングのときも、これから県が事業を進める中で新たな情報が出てきたら、そういったお話も8月のタウンミーティングではできるかなと思いますけれども、今、現状、説明させていただく内容についても、報道で出ている範囲でしかないということとはご了承いただけたらなというふうに思っています。

○議長（瀬角清司君） 8番、辰巳議員。

○8番（辰巳光則君） どこの企業が来んねんとか、その企業がほかにこんな事業をしているやん、ちょっとまずいやんということを聞いてくれという話の性質では全くありません。

もちろん、今、町長が言われているように、町もそこまでしか分かれへんというのも重々分かった上で、ただマスコミ報道だけが先行して、地元の住民とか議会に全く説明がないというのはさすがにちょっと丁寧さに欠けるんで、地元の自治会長さんら4人集めて、今この段階です、ここまでしか言えませんがということを丁寧に言うてくださいますかというだけで、それを8月まで、一般住民さんと一緒に、そこまで何も出さないというのは違いますよというだけです。

○議長（瀬角清司君） 回答は要らないですか。

○8番（辰巳光則君） はい、もう大丈夫です。

○議長（瀬角清司君） そうしましたら、8番議員、辰巳光則君の一般質問を終わりたいと思います。

ここで暫時休憩をいたします。

会議の再開は、11時5分からお願いいたします。お疲れさまでした。

（午前10時51分）

○副議長（森内哲也君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、一般質問についての議事を続けさせていただきます。

（午前11時04分）

◇ 松 本 健 君

○副議長（森内哲也君） 続きまして、5番議員、松本 健君の一般質問を許します。

5番、松本 健君。

○5番（松本 健君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問に移りたいと思います。

私のほうからは、道路補修事業における業務管理についてと、また、役場内の全体の業務管理についてということで質問させていただきます。

今回は、道路補修事業を例に町の業務管理の在り方について質問します。

まず、背景です。4月の大字三河の自治会総会で住民の方から、住宅地内の道路舗装の傷みがひどい、何年も前から話に上がっているのになぜ補修されないのかという声がありました。そこで、担当部門に私のほうから確認したところ、要望書として出していただければ来年度予算で検討しやすいとの説明を受けました。しかし、この場所は、平成30年の自治会長会で町から示された補修必要箇所の中で、大字三河を優先順位1位として回答していた箇所です。その後も何度か話をしに行きましたが、ほかにもそういう箇所があり、順番に進めていますとの説明が続いていました。

つまり、今回私が問題提起したいのは、必要性が把握され、優先順位までつけられていた案件が、その後どう管理され、どう進捗し、なぜ長期間実施されていないのかが見えないという点です。住民から見ても、また自治会や議会から見ても、何が対象業務として存在しているのか、今それがどの段階にあるのか、どのような基準で優先順位が決まるのか、いつ頃実施予定なのかが分からないと説明責任を果たしにくく、業務の継続管理も属人的になりやすいと考えています。

そこで伺います。1番、道路補修事業について。

補修必要箇所は、一覧などの形で継続的に管理されていますか。その一覧にはどのような経緯で登録され、どのような基準で優先順位が決まり、現在どのような段階にあるのかといった情報は整理されていますか。

各案件について、実施目標時期や進捗管理は行われていますか。また、その情報は、庁内、職員内の共有や住民説明に活用できるような状態になっていますか。

2番、町全体の業務管理について。

この問題は、道路補修だけの話ではないと考えています。町として業務を一覧化し、優先順位と期限を設定し、進捗を継続管理するという仕組みを各部署でどの程度行っているのでしょうか。また、今後、行政運営全体として、より見える形の業務管理を進めていく考えはあるのかをお伺いします。

再質問は自席でやりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（森内哲也君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、道路補修事業の業務管理についてお尋ねですが、町道の総管理延長は約52キロメートルでございまして、路線ごとの交通量や劣化の進行度の違いもあり、全ての補修が一巡するには年月を要することはご理解いただいているものと拝察いたします。

道路延長上の割合において生活道路が多く、舗装の劣化は日常の通行に支障を来すものであることから、道路舗装事業を含め、身近な公共インフラの更新は大変重要な施策であると考えております。近年は、京奈和自動車道三宅インター開通に伴い、特に町を東西に結ぶ三宅1号線の大型車の通行が顕著に増加しており、舗装の劣化が著しく進んでいることから、主に国の交付金を活用した補修事業を計画的に実施しておりますが、工事費の高騰や舗装構成のグレードアップなど、コスト高を余儀なくされている状況下でございます。

本町の補修事業においては、5年前の路面性状調査にて全路線の継続的な状況把握を行っているところであり、一度目の調査を行った令和2年度以降、調査で得ました舗装の維持管理指数、いわゆるMCI評価を基に、管理担当課における日頃の簡易補修実施状況や交通量変化の把握、各自治会からのご要望の状況等について事業担当課にて情報を整理し、優先すべき補修箇所を選定した予算要求を受けているところでございます。

また、令和3年度以降は、国の交付金事業に加え、過疎対策事業債を財源として活用し、加速的に事業を進めてまいったところでございまして、交通量や安全性の確保の観点から、

緊急を要する補修箇所として、先ほど申し上げた三宅1号線は令和9年度まで、劣化が顕著であった飛鳥川、曾我川の堤防上の町道で優先的に補修を進め、令和8年度をもって完了の予定としております。

議員のご指摘でございます平成30年度に自治会長会を通じて回答をいただきました要望箇所の補修も順次進めているところでございまして、うち三河地区における町道三宅145号線、147号線においては、令和7年度に設計を終えております。一方で、国の交付金や過疎対策事業債の発行を含めた財源の確保や担当課の年間業務量に鑑み、工事発注件数には限界があることもご理解願いたいと思っております。

今後も、自治会からのご要望を尊重しつつ、効果的に舗装補修事業を進めるべく、継続した予算確保に努めてまいりたいと考えております。

続いて、町全体の業務管理についてですが、住民サービスを安定的かつ適切に提供するため、各所管課において、年間業務や定例業務、法令に基づく期限業務などを整理し、計画的な執行に努めているところでございます。

具体的には、各課において、年度当初に予算書等を基に主要業務や事業計画を確認するとともに、日常業務につきましても、担当者間での情報共有や課内会議等を通じて優先順位や進捗状況の確認を行っております。また、部署により実施方法は異なりますが、管理職による進行管理や担当者とのヒアリングを通じて業務の偏りや課題の把握に努めております。

一方で、限られた人員の中で、行政課題の多様化や業務量の増加により、従来の方法だけでは十分に対応し切れない面もあると認識しております。そのため、より一層、デジタル技術の活用などを含め、より効率的、より見える形での業務管理を行いたいと考えております。

今後につきましても、住民サービスの質を維持・向上できるよう業務の可視化や進捗管理の充実に努め、組織運営の適正化を図ってまいりたいと考えております。

以上で、松本議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○副議長（森内哲也君） 松本議員、再質問。

○5番（松本 健君） 質問をもう一回させていただきたいんですけども、道路補修事業について一覧表はございますか。

○副議長（森内哲也君） 岡橋公共インフラ整備推進部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） ご質問にお答えいたします。

先だって議員のほうから資料請求をいただきまして、一覧表のほうでお渡ししております。平成30年度の自治会長会でご要望いただいた部分については整理をさせていただいて、自治

会内における順位がついておりますので、これに基づきまして予算要求をさせていただいている状況でございます。

○副議長（森内哲也君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 道路補修という業務のインプット、どこから話が来るかというのに関しては、もちろん平成30年に自治会長会で何かあったらろうし、5年に1回いろいろ調査もされているし、一番悪いところというのも出ていると思いますが、道路補修全体に関する一覧表はございますか。

○副議長（森内哲也君） 岡橋部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） 事業担当課におきまして位置図にまとめて、まず設計をする箇所、工事をする箇所なんですけれども、維持管理の確認になりますけれども、年度別に集計をしたものは持っております。

○副議長（森内哲也君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 私が土木に伺ったときには、5年に1回の図面を見せていただきました。道路調査して、濃い赤いところが一番あかところ、その次に何かちょっと柿色っぽいところとかと、大体5段階ぐらいで傷みの激しさを示したそういう地図は、5年に1回更新されているのは伺っております。

実際にそれを毎年毎年進めていく、また、5年に1回の調査以外にいろんなところからの要望が来る。「ここはひどいよね、自分たちで見に行って補修した後どうする？」とかというふうなのでどんどんそれが更新されていくようなものだと思うんですけれども、そういうふうな管理を逐次お願いしたいなというのがこの質問の意図になっております。

ここ二、三年、道路補修の場所が大分増えたなど、かなり力を入れられているなどというの私も見ておりますし、頑張っておられるところは承知なんですけれども、やっぱり全体の業務としてきちんと把握されて、どう順番に潰していくかというのを見ていただきたいというところなんですけれども、併せて、特にもう年度で予算がついたものというのはもちろん確実に管理されているとは思いますが。予算のつかなかったところ、来年にしようと思っている、再来年にしようと思っているというふうなところの優先順位というのが、話を聞きに行かせていただいてもなかなか見えない。なかなか管理するのも大変かもしれないけれども、割と道路補修事業という事業の性質からすると、ほかと比べると比較的管理しやすいのじゃないかなという気もしております。

そういう管理をしていただいた上で、何で今年これはされへんのといったときに、いや、

優先順位はこういうふうになっていて、こことここをやったその次にここをやるんだよというふうな話をしていただければ、私も説明しやすいし納得しやすい。多分事業をやっておられる方も、いろいろ話があるんだからそんなん全部できるわけはありませんよという気持ちはよく分かりますが、お互いのためにもそういう優先順位を見える化した上で、住民とも共有できる。

その前に、部の中、課の中とかでもできるだけ共有していただきたいと思います。部長さんの頭の中ではこういう優先順位がある、課長さんはこういうふうに思っておられる、それぞれがまちまちとかというのは非常に困る話で、そういうふうな業務の進め方を、こんなことまで議会が言うことじゃないとは思いますが、考えておりますので、そういうことについて、ちょっと一言あればお願いしたいと思います。

○副議長（森内哲也君） 岡橋部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） 今、議員からご指摘いただきましたように、もちろんMC I 調査ですね、路面性状調査は客観的な事項として、維持管理担当者のほうが日頃道路パトロールを行って、ポットホールの補修であるとか簡易補修の多い箇所、これはもちろん情報共有になると思います。かつ自治会のほうからご要望いただいている中、加算要素があると思うんですが、そのあたりはもちろん部として判断させていただいて予算要求をした上で、交付金ですか、過疎対策事業債の財源の範囲の中で最大限努力させていただきたいと思います。

この件につきましては、自治会長として4月22日にお越しいただいて、私も賜っている話でございまして、できる限り早期に努力していきたいというふうに考えております。

○副議長（森内哲也君） 松本議員。

○5番（松本 健君） ありがとうございます。

この件に関してというか道路補修に関して、ちょっともう一つ聞きたいところがあるんですけれども、土木のほうから要求が上がってくるときにどれぐらい上がってくるのか、それが町全体で調整されたときにどれぐらい認められるのかというのも、私らから見たら全く分かりません。

というところで、まずお伺いしたいんですけれども、計画がありますよね。インフラを整備するのに、全体の施設管理計画の中に建物とインフラと両方交じったような施設総合管理計画というのがあったと思います。一番最近出たようなものとかでもあったと。昔いろいろ間違いがあったりしましたけれどもね。それに関して、道路に関して何年で消耗するんだ、

1キロ当たりどれぐらい補修しなくちゃいけないんだというような指標が、数字が計算されて積み上げられていたと思います。年間の予算は幾ら必要ですというのも出ていたと思いますが、その辺の数字について、今把握されておられれば一言お願いしたいと思います。

○副議長（森内哲也君） 岡橋部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） 公共施設等総合管理計画を指しておられると思います。この中では、インフラ資産の試算条件として、一般道路の舗装では平米6,000円という数値が上がっておりますけれども、先ほど町長から回答いただきましたように、かなり舗装構成も、一般的な二、三メートルの道路、4メートルの道路、で、先ほどの町道1号線になりますと幅員も広い。かつ、昨年度設計するときに大型車の通行量というのも実際測ってみました。そうすると、やはり全然想定していたよりも、250台以上1,000台未満という結果が出ましたので、舗装構成についてもかなりグレードアップします。

ということによって、6,000円という数字は計画上ございますけれども、必ずしもそうではない。でも、延長上、先ほど言いましたように生活道のほうが多い、幹線町道は延長上は少ないんですけれども、そういったところで、6,000円という数値があるんですけれども、実際に積算をしてみて予算を要求する段階においては、この数字というのは過小評価になっているというふうには感じております。

○副議長（森内哲也君） 松本議員。

○5番（松本 健君） 私のほうでざっくり把握しているものとしても、やっぱり総延長が五十何キロありますと、耐用年数は10年だったと思います。15年だったかもしれないけれども、10年だったと思います。10年かかって、1キロ1億としても5億の金額がかかるというふうな話、年間ですね。

そういう中であって、総合施設の管理計画では、年間、グラフで出ていたからあんまり分からなかったですけれども、多分1億5,000万超えて2億弱、1億6,000万、7,000万ぐらいの補修費用がずっとかかると。道路インフラに対する維持は、年間1億6,000万ぐらいというような形で上がっていたと思います。それに対して、資料請求して頂いたやつを見てみると、昔は本当に4,800万、4,400万とか、あるときから8,400万、8,800万とか6,000万、9,000万、1億6,000万と、そういった形で道路補修の予算というのはつけられています。

町長が答弁で申されましたけれども、いろいろやらなくちゃいけないんだから時間もかかることをご承知くださいと。でも、大まかな目安としては、やっぱり傷んでいるところからやりながら10年ではくるっと回るといような形でやるためにはそれなりの予算も必要で、

予算の確保もこれからお願いしたいと思います。それは、やっぱり各部とか課とかで業務の全体像を10年単位ぐらいで把握した上で、どれぐらい要求していくのかというの必要だと思いますので、併せてお願いしたいと思います。

予算の関係に関して、町長、副町長、いかがでしょうか。

○副議長（森内哲也君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

各課の予算規模というところは、松本議員のおっしゃるとおり、要求段階で各課が精査してくることかなというふうに考えているところですが、私どもの立場からしますと、全体のバランスというところがございます。

特に財源構成のところ、一般財源が町の財政に大きく関わってくるところでございますので、その一般財源がどれぐらいかかるかというところの視点も含めてそういったことを、今、担当課も国費を取るであったり、新たな財源というところを見つけながら、確かに松本議員もおっしゃっていただいたように、財源の振替というところを行ってきて、ようやく計画に近いような予算の割り振りというところが少しずつでもできてきたかなというふうに思っています。

ただ、一方で、やはり福祉関連の予算の伸びというところが非常に大きくなってきていますので、やはり一番大事なところにもなってくるかなというふうに考えておりますので、そのバランスを見ながら、しっかりと全体の最適な予算構成というところを、健全な財政運営を目指しながらできる限りの事業を進めていくということを目指してまいりたいというふうに考えているとともに、やはりマンパワー、技師の確保であったり職員の確保というところもございますので、1年でこなせる業務量というところもございます。

本当に担当課はこれでもかというぐらい要求を一生懸命していただいているところでございますけれども、やはり業務量をこなせないんじゃないかというところもありますので、その点も併せて精査をして、当初予算で計上させていただいて執行に努めているところでございますので、担当課としての視点と総合的な視点を議員のほうでも見ていただけたらというふうに思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願い申し上げます。

○副議長（森内哲也君） 吉弘副町長。

○副町長（吉弘拓生君） 松本議員の質問にちょっと補足でお答えさせていただきます。

財源構成のところでございますと、10年前になかったような工法ですね、工事の手法であったりですとか、あるいは制度というのが変わってきております。今2026年ですから、2015年

から比べると。例えばデジタル化であったりですとか様々なスキャンする方法が変わってきたりというところで、その時々によってももしかしたら工法が変わってくるということによって、優先的に配分されるような国交省の予算とかも変わってくるのであろうというふうに感じているところがございます。

その上で、そういった財源等はしっかり確保していきながら、計画上の優先順位はやりつつも、もしかしたら多少の前後はあるかもしれませんが、しっかり財源を確保していきつつ、より町の持ち出しが少ない形も取りながら、皆さんの生活の満足度が高まるような取組というのを進めていくべきかなというふうに思っておりますので、その視点においていただいた質問に関しても回答しながら、また鋭意情報収集にも努めてまいりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○副議長（森内哲也君） 松本議員。

○5番（松本 健君） ありがとうございました。

一言コメントさせていただきますと、一覧を作る。作ったものを部内、課内で共有する。で、見える化を図る。聞きに来た人にも見せられるようにする。そっちのほうがすごく大事だと思っています。それが一番大事だと思っております。

ちょっとこの件についてまとめさせていただきますと、まずは業務の一覧を作成する。業務の進め方、こんなことを議員が言うのも変な話だと思うんですけども、辛抱して聞いてください。業務の一覧を作成する。それらに優先順位をつける。この場合、調査の5段階とかだけじゃなくてもっと細かくつけると。目先のものを優先して細かくつけるというのもいいと思います。やっぱり毎年、逐次見直す。一番大事なのが、課内や部内はもちろん、町内での共有、住民へ公開可能とする、説明できるようにするということが大切だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2番目の質問にいくことになると思うんですけども、本件は土木に限った話ではないと思っております。こういうところの一般質問で、土木に対する質問だということで割と聞き流されている方もおられるかもしれませんが、業務の種類によって管理しやすい、しにくいというのはもちろんあるにしても、基本は全て同じだと思っています。

基本は、自分たちがやりたいこと、やるべきこと、やらねばならないことといった案件が存在する中で、その一覧を作る。すぐやること、緊急度、重要度、軽くやるのかすごく深くやるのかということもあると思いますけれども、そういうのを一覧として設けた上で、まずはグループ内で共有していただきたいと思います。さらに、それを部の中で共有していただい

たり、関係部門と共有していただきたいと思います。

昨今、人事の入れ替わりもあるでしょうし、さっきの質問とかでも、人が替わったらやることをやらなくなるとか人依存があったりするのも、こういう業務リストというのを管理して、それをみんなで共有する。みんなが認識した上で、人が替わっていったり部がなくなって統合されたりとかしても、それが続く限りは業務は継続するというふうに考えております。普通のことなんですけれども、そういうことが、ちょっと耳の痛い話かもしれないですけども、少し欠けているんじゃないかなと思っております。

特に、町長の答弁にもありましたが、予算のついたものに関しては、それは進捗管理はしますわ。当たり前だし、それはできますわ。でも、予算がつかないこと、やらなくちゃいけないなということは、大抵予算がすぐつくようなもんじゃない。予算がつかないようなものに対して、重要度、緊急度、そういうのを含めた形で優先順位をつけて、それを次に次にとちゃんと送っていついていただきたいというふうに考えております。そういうことがあれば、例えばイノベーションがなくなってどうなのというふうな話とか、そういう話なんかもうちょっと解決していくんじゃないのかなと思っております。

余計なことを言うついでにちょっと言わせてもらいますが、例えば総務に関しては、総務は目先のことがすごく多くてそういうことをしにくいかもしれないけれども、防災のことや地域コミュニティのことや、今回、イノベーションがくっついて、去年ですかね。その前に財政のこととか、M i i M o の運営のこととか、農業政策、町づくり、そういうふうな違うものがいっぱい並んでくるわけで、そこにやっぱり優先順位を自分の部としてつけなくちゃいけない。つけていただいた上で、それを町全体に持っていったときに、そら全体のバランスがあるので優先順位は変わるでしょう。それらの優先順位をつけるのは、町長、副町長の仕事だと思います。

そういう形で、例えば今回質問したようなものでも、「いや、ほかにもいろいろものがありますのでバランスを取らなくちゃいけませんで」といったときにぱっと見せられるような一覧、優先順位というのを作るように心がけていただきたいと思います。

住民や教育や健康、子供とかいったところでいうと、そんな要望書なんか出ないけれども、個別に相談に来はる人というのはすごく多いと思うんですよね。そういうふうな内容に関しても、その場で対応して終わりというのか、いや、持ってこういうふうに温めていきたいというのか、そういうふうなものも担当個人の判断じゃなくて、ちゃんと部とか課とかで共有していただいて優先順位を表に落とし込む、毎年それを更新していくというふうな形が重要

じゃないかなと思っております。

本来、これまで述べたような業務管理というのは議会から言うようなことじゃないとはもちろん思います。部が替わっても、人が替わっても引き継がれていくような組織というのは、チームで仕事をする上で、個人の仕事じゃなくてチームの仕事なんだから、チーム力を高めるためには絶対必要なことだと思いますので、そういうふうなことをお願いしていきたいというのが今回の一般質問に起因する議会と私からのお願いになります。ぜひとも、集団として、チームとして仕事をするためにこういうのは欠かせないことなんで、チーム力を高めるという意味合いでそういった仕事の進め方をお願いしたいなと思っております。

一言あればいただければ。

○副議長（森内哲也君） 何か意見が。

吉弘副町長。

○副町長（吉弘拓生君） ありがとうございます。

議員からも、私が昨年の4月に着任してから、いろいろと個別のご相談もいただいたかなというふうにも思っておりますし、また、できているところとできていないところがあるかというふうに思います。部長のマネジメントに関しては私の仕事だというふうに思っていますので、おかげさまで適宜、毎月以外にも様々な情報交換というのはできるようになってございます。

優先順位のあるリストがあるかと言われますと、各部の中にはあると思うんですが、それぞれその時々ニーズに対してしっかりお応えをしていくようにしています。とにかくどうすればできるかという視点はもちろん持ってやっておりますので、例えば三河の公園の話もたしかいただいたことがありまして、どうしたらできるかという視点において解決できたものはあったかなというふうにも思います。

それは優先順位というところでいきますとどうなるかはちょっと分かりませんが、しっかりとそういうふうな形でお応えできるような体制というのを整え、さらに、もっと分かりやすくというんでしょうか、議員の皆さんにも町民の皆さんにも納得いただけるような体制というのを私の責任としてもやっていきたいというふうに思いました。ありがとうございます。

○副議長（森内哲也君） よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、松本健君の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○副議長（森内哲也君） 続きまして、9番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

9番議員、池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 議長のお許しがありましたので、一般質問を行います。

最初に、子供向け防衛白書の児童・生徒への配布についてであります。

防衛省が発行し、小学校に送付した子供向け防衛白書が授業の補助教材として使用されていたということが新聞報道されています。防衛省は、2024年度版の冊子を2,400校に6,100冊配布、各冊子に活用実績を問うアンケートを添付し、31件の回答があり、「総合的な学習の時間に使用した」は7件、今後望ましい活用方法としては、13件が「総合的な学習の時間の使用」を選択しています。

三宅小学校に送付されているのでしょうか。使用についてはどのようなになっているのか、教育長の見解を伺います。

次に、いえいろは株式会社について。

三宅町のホームページ（2025年11月21日更新）に、「災害時における家屋外装等応急復旧活動への応援に関する協定の締結について」が掲載されています。三宅町といえいろは株式会社は、大災害発生時に住宅その他の建築物の復旧の遅れが起きた場合、課題解決に対応し、防災分野の早期復旧を推進することを目的に、令和7年11月10日に防災協定を締結したとしています。また、大規模災害時に、三宅町、田原本町、川西町の3町といえいろは株式会社が災害時における家屋外装等応急復旧活動を行うというもの。

いえいろは株式会社のホームページには、同会社は、2021年に岡山に屋根資材卸会社「白神商事」のWEB事業部門を分業化し、創業した会社、県内外の工事店と関わってきた会社で、登録工事店は全国400件以上までに増えたとしています。

ホームページには、今までの地震や水害などの大災害の家屋復旧についての経験や対応については掲載されていません。三宅町は、いえいろは株式会社についてどのように評価し、どのような経過で災害協定を締結することになったのか、町長の所見を伺います。

以上で一般質問を終わります。なお、再質問については自席からさせていただきます。

○副議長（森内哲也君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員の一般質問にお答えいたします。なお、お答えの順番が前後しますが、ご質問のいえいろは株式会社については私から、防衛白書配布については教育長からお答えをさせていただきます。

初めに、昨年11月10日、三宅町、川西町及び田原本町の3町におきまして、当該事業者と災害時における家屋外装等の応急復旧支援に関する連携協定を締結した背景についてお答えいたします。

近年、全国各地で大規模自然災害が頻発しており、発災後は、地域の外装業者等への家屋の修繕依頼が集中し、長期間復旧が困難となることから、住宅被害への迅速な対応や住民生活の早期再建が重要な行政課題となっております。

当該事業者につきましては、全国の住宅関連事業者とのネットワークを有し、災害時における応急対応や修繕事業者の調整支援などに実績を有していること、また、自治体との連携による災害支援体制の構築に積極的に取り組まれており、当該事業所より磯城郡3町にお話をいただき、単独自治体ではなく3町で広域的に連携することにより、効率的な支援体制を構築できるとの認識の下、3町合同で連携協定を締結したものでございます。

この連携協定により、本町からの応援協力要請に基づき当該事業者の協力を受けることができ、災害発生時の住民支援の迅速化、被災住宅の応急復旧体制の確保、また、民間事業者の専門的知見が活用できるものと期待しております。

今後も、平時から関係機関との連携強化に努め、住民の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

私からは、以上で回答とさせていただきます。

○副議長（森内哲也君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 続きまして、防衛省が作成しました子供向け冊子「はじめての防衛白書」に関わる三宅小学校における取扱いについて回答いたします。

まず、議員ご指摘の防衛省からの冊子送付や活用状況に関するアンケート調査につきまして、報道は、2025年8月4日付の日本共産党機関紙「しんぶん赤旗」に掲載された記事によるものと認識しております。

教育委員会としましての事実認識を申し上げます。

この取組は、国や文部科学省から全国の小学校へ一斉に義務づけられたもの、つまり悉皆で配られたものではなく、防衛省において一部の学校等への参考資料として送付され、任意でのアンケートが行われたものと認識しております。数字の上でも、全国1万9,000校の小学校のうち、送付されたのは約1割強の学校にとどまっております、冊数も1校当たり数冊程度という限定的な配布状況であると把握しております。

これを踏まえ、本町における対応についてお答えいたします。

三宅小学校におきましては、当該冊子を授業の副読本や補助教材として活用した事実はございません。また、児童への配布も行っておりません。

学校における教材の選定や活用に当たっては、学習指導要領に基づき、各教科や総合的な学習の時間の教育目標を達成するために真に必要なものであるか否かを、学校長をはじめとする教職員が主体的に判断しております。三宅小学校においては、これまでどおりの計画に基づいた教育課程を適切に実施しており、当該冊子を必要とする場面がなかったことから、活用には至っておりません。また、それに伴い、防衛省が実施したとされる活用実績等に関するアンケートにつきましても、本町としては一切の回答を行っておりません。

教育委員会といたしましては、今後とも、学校現場が特定の報道や限定的な資料配布に左右されることなく、教育の政治的中立性を堅持し、児童にとって安心・安全でバランスの取れた教育環境を維持できるよう、適切に指導・助言に努めてまいります。

以上で私の回答とさせていただきます。

○副議長（森内哲也君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） まず、子供向けの防衛白書の冊子の使用についてということなんですけれども、今、教育長の答弁があったんですけれども、三宅小学校においては、当該冊子を授業の副読本や補助教材としては活用した事実はございませんという答弁でした。また、そしてアンケートについて、本町としては一切の回答を行っておりませんということでもありますけれども、三宅町にはこの冊子自身は届いているのか、届いていないのか、答弁をお願いします。

○副議長（森内哲也君） 教育長。

○教育長（大泉志保君） こういった官公庁からの冊子は、全部教育委員会を通じて、教育委員会が一旦判断をしてということになりますが、一切届いておりません。

○副議長（森内哲也君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 届いていないということですので、アンケートについても、当然答えていないというふうに認識いたしました。

次に、いえいろは株式会社についてなんですけれども、この協定を結んだ後、議員なんかには説明があったんでしょうかね。僕はなかったというふうに記憶しているんですが。

○副議長（森内哲也君） 今中総務部長。

○総務部長（今中建志君） ありがとうございます。

たしか協定のほうにつきまして、協定後、各議員さんのほうにボックス等を通じて通知は

しなかったなと認識しております。この点につきましては、やはり丁寧に心がけるべきところかなと思いますので、今後は丁寧な対応をしていきたいと思います。

以上です。

○副議長（森内哲也君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） この協定だけじゃなしにほかの分野でも協定を結んで、普通の場合は議会用として、紙でこういうことを結んだということで議員のボックスに入れられているんですけども、それもなかったということですので、そういうことのないように今後よろしくお願いいたします。

これについてなんですけれども、防災協定を締結する前にいえいろは株式会社についての調査はされたんでしょうか。

○副議長（森内哲也君） 今中部長。

○総務部長（今中建志君） 会社のほうの調査ですが、特別何か行ったという事実はありません。こういった防災関係のほうで市町村と連携協定をされているのが、実は滋賀県のほうでしたかね、守山市さんと先にされていたということもあって、こちらのほうもどうですかというお話があり、それは田原本町も含めて話がありました。

内容を聞きますと、本当に災害時の復旧に向けて業者が対応できるのが少なくなる中で、あくまでもこの業者さんが業者を確保して対応してくれるという絶対的なものではありませんが、やはりお守り代わりにはなるだろうということで、サポートしてもらうことも多々あると思ったので、そういった形でこの会社を選び、協定したところです。

以上です。

○副議長（森内哲也君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） お守り代わりということなんですけれども、三宅町の中でも建設業者や大工さんや左官屋さんは多くおられると思うんですけれども、その数字についてはどのようになっていますか。

○副議長（森内哲也君） 今中総務部長。

○総務部長（今中建志君） ありがとうございます。

三宅町内の業者さんも三宅町建設業協会というのがあります。こちらの協会さんとは防災の例えば土のうであるとか、いろんなハード的な公共施設のインフラですね、こういったところのサポートであったり、急遽対応いただくと、こういうふうな連携協定を結んでおります。

いえいろはさんにつきましては、あくまでも民間の各個人宅の屋根であったり壁であったり、そういったところの関係、登録してある業者さんを中心としてサポートいただけるように、こういうふうな違いにしております。

以上です。

○副議長（森内哲也君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） そういう業者についての数は把握されておられないんですか。

○副議長（森内哲也君） 今中部長。

○総務部長（今中建志君） すみません。数といいますのはどちらの数のほうでしょうか。いえいろはさんの、町内の業者ということですか。

町内のほうの建設業協会に加入している業者数は、正式には何社いてるかというのは分かりませんが、指名願いとして登録されているのは10社程度になります。

以上です。

○副議長（森内哲也君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 町内の建設業者、あるいは大工さんとか左官屋さんとか、いろいろ個別的にやっておられる業者もあると思うんですけれども、そういう業者はやっぱり把握しておく必要があるんじゃないかと。どこかで屋根が壊れたとか、あるいはいろいろあったときに、もし町のほうにそういう業者がいてないかと、そういう相談があったときに、こういうところにこういう会社があるよ、また個人でやっておられるよということを紹介するのも大事じゃないかというように思います。

そして、もしこういう防災協定を結んで遠方から職員さんが来られたときに、出張旅費や宿泊費用、あるいは工事代金についてはどのようになるんでしょうか。

○副議長（森内哲也君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

業者の把握につきましては、商工会に登録されている方々もいらっしゃいますので、災害時には商工会とも連携をしながら、町内業者さんというところにもしっかりと協力をいただく体制は取っていきたいというふうに考えております。

また、このいえいろは株式会社におきましては、磯城郡内の業者さんへの研修会、どういった取組をしているかという説明会も行われまして、そうした中で町内の業者にもお声がけをして、このネットワークに参加するかどうかというような説明会をされているところがございますので、いえいろはさん自体も町内の業者さんの把握というところを独自でされて、

情報共有のほうをいただいているところでございます。

あくまでもこちらに関しましては応急対応に関してのところになりますので、契約に関しては、個々個別の契約になるということでご認識いただけたらというふうに思います。

○副議長（森内哲也君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 答弁では、私の質問に全然答えていないと思うんですけども、費用についてはどのようになるのかと。

○副議長（森内哲也君） 今中部長。

○総務部長（今中建志君） ありがとうございます。

費用につきましては、例えば家の補修にこれだけかかるというふうな見積りを出して、個人さんといえろはさんから紹介された業者さんが直接契約するような形になります。それで、その費用で納得されたら個人さんがお支払いという形になります。

以上です。

○議長（瀬角清司君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） こういう業者が来て修理なら修理してもらおうということは、大規模災害があったときに応援してもらおうということであって、個人的に自分ところの家が潰れたから、あるいは壊れたからそこを修理してもらおうということと性質が違うんじゃないかなというふうに思うんですけども、ということは、やっぱり災害時のものについては、公的な問題として公費なら公費で行うということが筋ではないかなと思うんですけども、いかがですか。

○副議長（森内哲也君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） そこはちょっと見解が異なるかなと思います。

あと、今回なぜ連携協定をしたかといいますと、大きな要素として、こうした大規模災害が起こったとき、悪質な訪問販売というところが横行するというのが各地の災害で実際見られているところでございます。

このいえいろはさんに登録されている業者さんというところは、しっかりと実績であったり施工の内容であったりというところをスクリーニングされて、そうしたちゃんとした業者さん、適正価格でしっかりと技術もあるというところを担保してご紹介、つないでいただくということが大きな特徴でございますので、そういう悪徳業者さんが入らないような、入れない形をしながら、個々の個人宅の復旧等に関しては、そういった業者が入るのではなく、安心して業者さんをつなぐということが目的でございますので、そこにおいて次のステッ

プとして、そういう応急的なところはご自宅で入られている火災保険の対応であったりということもございますので、そういったところは個々の契約で通常どおり、どの災害においてもそういった形でさせていただいているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） この協定そのものが、大規模災害があったときにこういう業者があるから、そこに連絡すれば派遣してもらえるよというような中ではないかなと思うんですけども、実際、今の説明であれば、個人対個人の契約というような形になるというふうに思うんですけども、やっぱりその前に、大規模災害という形で何軒も家が潰れるという状況になったり、あるいは床下浸水だとか床上浸水だとか、そういう状況になって多くの方々が補修をしなければならないという状況になったときに手伝ってもらえるという中身の協定ではないかなと思うんですけども、今、町長が言われた答弁については、個人対個人のやり取りになるような答弁ですので、ちょっと認識が違うのではないかなと思うんですけども、いかがですか。

○副議長（森内哲也君） ちょっと答弁の整理をさせていただきたいと思います。

個人対個人の契約でやるのかという質問に対して、町長のほうからは、大規模災害が発生した場合に個人対個人でやると、悪徳業者が来たりとかでだまされる方がいるので、この会社さんに間に入ってもらって悪徳ではないですよという信頼のある業者さんを紹介する。その後のお金の支払の部分は個人対個人ですよという回答であったと思うんですけども、池田議員のその上での質問というような理解でよろしいですか。

○9番（池田年夫君） はい。

○副議長（森内哲也君） そしたら、もう一度。よろしいですか。

今中部長。

○総務部長（今中建志君） 個人の住宅をイメージしていただいたら分かりやすいんですが、あくまでも個人の住宅なので、それに損失があった、例えば屋根が壊れてそれを補修するというのを行政でということは基本的にないと思います。

なので、そこは個人さんの所有する財産なので、個人さんが業者さんを選んでいただいて見積りを出したときにそれで適正かどうかというのは、個々で納得の上作業していただくような形になります。これでは駄目です、嫌ですとなれば、全然違う業者さんに当たるもよし、また違う業者に当たるもよし。

要は、災害時にそういった業者さんを確保できるか。できないですよ。近所で大規模災

害が起こっているところで、あっちもこっちもみんなが欲しいというふうになっているときに、今、この協定を結んでおくことで少しでもそういった業者さんを確保できる。なので、私はお守り代わりだというふうに説明させていただいたところです。

以上です。

○副議長（森内哲也君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 先日も三宅町で業者が呼ばれて研修があったんですけども、業者自身もそういうことについては、自主防災という形でまずそういう災害が起きたときにということだけで、業者向けの説明会だったかもわかりませんが、それにしても、町内の業者とか、そういう方は来ておられなかったと思うし、専門の形で業者なら業者を呼んで、案内して、そういう研修なら研修を行うということなども必要じゃないかなというふうに思うんですけども、この前の研修会についてもそういう説明もなかったし、また、災害が起きたときにどういうふうにすべきかということなんかについても具体的な例は示されなかったし、そういう疑問点が多く残っているということなんです。

そしてまた、業者自身が災害時に実際にどういうふうに対処したのかということなんかについても説明はなかったし、実際に災害が起きて、いえいろは株式会社自身がどのようなあっせんをして、どういうふうになったかという具体的な例も示されなかったわけなんですけれども、そういう点について、実際に町として、責任を持ってこの会社は住民の皆さんにあっせんできるということを思っておられるのか、また、この会社に入っておられる業者自身を、先ほども町長が言われた悪徳業者というか、そういう人たちと契約を結ばないように、事前に紹介・あっせんする業者がありますよということを住民に周知する必要もあるのではないかというふうに思うんです。

そしてまた、地元業者、あるいは奈良県の業者、磯城郡の業者について、こういう業者がありますよということを、町と建築業関係の契約をやっている業者ですよということなんかを含めて住民に事前に周知していく必要もあると思うんですけども、いかがですか。

○副議長（森内哲也君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員がおっしゃるとおりかなと思います。そのためにいえいろさんは、磯城郡の事業者さんに全てお声がけされて説明会を開催されております。事実、池田議員が説明すべきじゃないかという場合は、既に設けられています。今後、引き続きそういった場を提供していきたいということで意向はいただいています。

先日の説明会のほうに関しましては、池田議員がおっしゃるように、住民さんへの周知を

したほうがいいんじゃないかというご提案ですけれども、まさにその場でございまして、こういう連携協定をして、こういう場合、いえいろはさんと今こういう状況で連携協定しているという説明を住民さんにするために、先日、説明会のほうをさせていただいたところでございますので、池田議員がおっしゃったような説明の場というところを既につくらせていただいて、今後もそれは続けていきたいというふうに思っていますので。

なかなかその内容についてうまく伝わっていない部分があったのかなというふうに思いますが、そういった意図で説明会という部分というところは、まず開催させていただいているという事実をご認識いただけたらと思います。

○副議長（森内哲也君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 先ほども質問しましたが、このいえいろは株式会社自身が災害が起こったところに実際赴いて、あるいは連絡を受けてどういう指図をしたのか、指図というか、調整をしたのかということの実績なんかについても調べておられるのでしょうか。

○副議長（森内哲也君） 今中部長。

○総務部長（今中建志君） 具体的内容までちょっと私も把握しておりませんが、資料等によりますと、2024年の4月に兵庫県のほうの雹の災害の復旧であったり、2026年の北陸のほうでの雪の災害の対応等、若干ではありますが、そういった対応はされております。

以上です。

○副議長（森内哲也君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 2024年、あるいは26年にこの会社自身がどういうことをされたのかという具体例は実際つかんでおられるのでしょうか。

○副議長（森内哲也君） 今中部長。

○総務部長（今中建志君） すみません。先ほど説明させていただいたとおり、詳細までは私は把握しておりません。

以上です。

○副議長（森内哲也君） よろしいですか。

池田議員。

○9番（池田年夫君） 詳細までは分からないということなんですけれども、つかんでいないということなんですけれども、実際そこまでやっぱり聞いて、こういう災害が起きたときに磯城郡の業者、あるいは奈良県の業者自身がすぐに駆けつけられないという場合に対してどういうふうにしていくのかということだと思えるんですけれども、大阪の業者、あるいは関西

の業者なんかも含めて、こういう業者がおられるんで連絡を取ってくださいというような連携というのか、そういうことも必要じゃないかなと思うんですけども、先ほども言うけれども、そういう業者の名前の公表というのか、そういうあれができないのかどうか。

○副議長（森内哲也君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 実績のところでございますけれども、先ほど雹の災害の対応というところがございましたけれども、広範囲において大きな雹が落ちてきて、多数の方の屋根のほうに傷ついたというような事案が発生しました。

地元業者さんにもやはり対応いただいているんですけども、件数が多くてなかなか復旧であったり対応に時間がかかったというところで、このいえいろはさんがご紹介したところが、被害がないところから業者さん、できるだけ近くから来ていただくような手はずで段取りをしていただいて、あとは個々のところで応急復旧が必要な方につないだりということで、迅速に復旧につながったというところ、早急な応急復旧につながったというような実績がございますので、そういったことが実際にあるところでございます。

また、池田議員がおっしゃったように、三宅町をはじめとする大規模災害のとき、この地域全体が被災している中で、なかなかこの地域だけでは対応できないんじゃないかというご指摘かなというふうに思っていますので、まさにその点をこのいえいろはさんを通じて、災害が起きていない地域から起きている地域により早く応急復旧が図られるようにつないでいただくという意図で、今回、連携協定をさせていただいています。

また、登録されている業者さんにつきましては、いえいろはさんのホームページのほうでも公開されていますので、どういった業者さんがいらっしゃるか、どこの地域にどういった方がいらっしゃるかというところは、会社のホームページ等々で見ていただけたらということで、公開されているということを申し添えて答弁させていただきます。

○副議長（森内哲也君） 池田さん、ちょっと繰り返しになっているかと思いますが、お願いします。

○9番（池田年夫君） 今も町長が言われたんですけども、ホームページを見てもらえばすぐ分かるということなんですけれども、実際に災害が起きた後にそういうあれを見られるのかどうかということだと思っ

事前に、もし災害が起きたときにいえいろは株式会社と協定を結んでいるという業者がこれだけありますよということなんかは住民にやっぱり周知して、そこと連絡を取って家の復旧なら復旧を急いでもらうということなんかもできると思うんですけども、災害が起こっ

てからでは遅いのではないかなというふうに思うんです。

町の対応として、住民自身がもし困った場合に、どういうふうにしたらいいのかということとを事前に察知して対応を取るというのが町の責任じゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○副議長（森内哲也君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 申し訳ございません。池田議員が現在どのような業者さんが登録されているか知りたいというような趣旨のご質問だったかなというふうに認識したので、現在、ホームページ上でそういった業者さんが公開されているというような答弁をさせていただいたところでございます。

池田議員がおっしゃるとおり、災害が起こってからでは遅いというところはもうもちろんでございますので、災害に備えるということで、先ほど今中総務部長からも答弁がありましたけれども、お守りという言葉がありましたけれども、災害が起きたときに機動的に動けるように連携協定を事前に締結し、また連携協定で終わるのではなく、ふだんから説明会や勉強会等々を通じて連携を深めるということに取り組んでいきたいということで、今、3町で取組を進めているところでございますので、池田議員がおっしゃった趣旨のとおり、起こってからではなく起こる前にどれだけ準備できるかというのが連携協定の一つだというふうにご認識いただければ幸いです。

○副議長（森内哲也君） よろしいですか、池田議員。もう時間が迫っています。

はい、どうぞ。

○9番（池田年夫君） 先ほども申しましたけれども、災害が起こってからでは遅いんで、やっぱり事前に町が、いえいろは株式会社は災害が起きたときに全国的に調整して業者なんかを紹介してもらえるとというようなことであれば、こういう制度がありますよということを住民に、ホームページに載せただけじゃなしに、書面でも住民さんにやっぱり知ってもらおうと。それで、三宅町にはこういう業者があつて、あるいは磯城郡にはこういう業者なんかもありますよということなんかも掲載したものをやっぱり住民に知ってもらおうということが必要ではないかなと思うんですけれども、そういう点を今後改善いただくよう要望して、質問を終わります。

○副議長（森内哲也君） よろしいですか、回答は。

それでは、池田年夫君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩に入らせていただきます。会議の再開は、そうしましたら午後1時

10分でお願いしたいと思います。

それでは、一旦休憩ということでお願いします。

(午後 0時08分)

○議長（瀬角清司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、一般質問についての議事を続けたいと思います。

(午後 1時08分)

◇ 久 保 憲 史 君

○議長（瀬角清司君） 続きまして、2番議員、久保憲史君君の質問を許します。

2番議員、久保憲史君。

○2番（久保憲史君） 幼稚園の待機児童について質問いたします。

幼稚園の待機児童は、現在3名と聞いております。政府は、2001年の待機児童ゼロ作戦、2013年の待機児童解消加速化プラン、2018年の子育て安心プラン、2021年には新子育て安心プランへと様々な対策をされました。2016年には、「保育園落ちた日本〇〇！」という言葉がはやりましたね。

住民さんからお聞きした話ですが、幼稚園に入れなくて復職できないと聞いております。

このような状況を町長はどのようにお考えですか。町長の所見をお伺いします。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 久保議員の一般質問にお答えします。

このような住民さんのお声を直接届けていただき、感謝申し上げます。

議員お述べのとおり、現在、待機児童につきましては、ゼロ歳児1名、1歳児2名の計3名でございます。施設の定員自体には空きがある状況でございますが、ゼロ歳児につきましては、園児3人に対して保育教諭1名、1歳児については、園児5名に対して保育教諭1名という国の配置基準が定められており、安全で適切な保育を行うためには、その基準を満たす職員配置が必要となります。現在、必要な保育教諭の確保ができていないことから、やむを得ず待機となっている状況であり、保護者の皆様には大変ご不便とご心配をおかけしております。

議員がお述べのように、幼稚園に入れず復職ができないということは、子育て世帯にとって大変深刻な問題であり、町としても重く受け止めております。保育教諭の確保に向け、派

遣会社の数を増やし依頼を行っておりますが、現時点ではフルタイム勤務が可能な人材の確保には至っておりません。

今後につきましても、引き続き人材確保に努めるとともに、安心して子供を預けていただける保育体制の整備に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げて、久保議員への一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 久保議員、再質問。

○2番（久保憲史君） 現場も大変苦勞されていると思います。安全な保育体制を優先しているという説明も理解しました。

一方で、保護者の方にとっては、仕事復帰や生活設計に直結する問題であります。特に入居の時期が見通せないようなことが不安につながっているのではないかと感じております。そこでお尋ねします。

町として、待機となっている保護者の方に対し、現在、どのような対応や情報提供を行っているのか、また、保育士確保に向けて処遇改善や働きやすい環境づくりなど、どのように取組を進めているのか、また、過去5年間で何人の待機児童がいたのか、お聞かせください。

○議長（瀬角清司君） 植村幼児園長。

○幼児園長（植村恵美君） 再質問にお答えします。

現在待機となっている保護者の方につきましては、健康子ども課のほうで個別に状況をお伺いしながら、至急復職を希望される方に対しては、町内の小規模保育事業者と調整を行ったり、町外の保育所等で受入れが可能な施設について情報提供を行っていただいております。保護者の皆様の就労状況や家庭状況にできる限り配慮しながら対応しているところでございます。

また、保育士確保に向けた取組につきましては、議員ご指摘のとおり、働きやすい環境づくりは大変重要であると考えております。現状としては、運営に必要な職員数そのものが不足しており、まずは必要な人員を確保することが最優先であると考えております。

また、ICTを活用した職員の業務負担軽減や延長保育業務を担える保育士を確保し、正規職員の勤務体制を見直すなど、保育士が安心して働き続けられる環境づくりに取り組み、安定した保育体制の確保につなげてまいりたいと考えております。

○議長（瀬角清司君） 宮内健康子ども部長。

○健康子ども部長（宮内秀樹君） 今、議員のほうからご質問のありました過去5年についての待機児童の数というのは健康子ども課のほうで把握しておりますので、私のほうから回答

させていただきます。

令和3年度につきましては、待機児童のほうは11名、令和4年度は13名、令和5年度は6名、令和6年度は18名、令和7年度は9名です。令和6年度につきましては、18名ということで結構人数のほうが多かったんですけども、令和5年度のときに出生者数というのが39名で大きく上がっておりまして、そちらのほうの移行ということもあります。

現在、待機児童の数を言わせてもらいましたけれども、この方々については、翌年度に必ず入園できるような形では調整のほうを取らせていただいております。

以上です。

○議長（瀬角清司君） 2番、久保議員。

○2番（久保憲史君） ありがとうございます。

過去5年の年度内においては入れなかったということですかね。

○議長（瀬角清司君） 宮内健康子ども部長。

○健康子ども部長（宮内秀樹君） 年度途中で育休の延長とか転入、出生、その辺とかについて新たに発生してきた方が待機児童になって、翌年度には入れるように調整のほうをさせていただいているという形のものです。

○議長（瀬角清司君） 2番、久保議員。

○2番（久保憲史君） ありがとうございます。分かりました。

職員さんを確保するのも大変だと思いますが、これからも職員さんが入れる努力をさせていただきたいと思います。

終わります。

○議長（瀬角清司君） そうしましたら、2番議員、久保憲史君の一般質問を終わりたいと思います。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（瀬角清司君） 続きまして、6番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

6番議員、渡辺哲久君。

○6番（渡辺哲久君） 一般質問を行います。

下水道管路の全国特別重点調査の結果について。

埼玉県八潮市の大規模な道路陥没事故を踏まえ、国土交通省が下水道管路の全国特別重点調査を実施しました。その結果、三宅町伴堂で緊急度Ⅰの箇所が1か所1メートル、Ⅱの箇所

所が5か所、計53メートル見つかっています。

今回の調査対象は、下水道管の直径が2メートル以上で設置・改修後30年以上経過した管路で、八潮市の現場と類似した構造・地盤条件など、4つの優先条件のいずれかに該当する箇所となっています。八潮市の現場と類似した構造・地盤条件とは、立坑の接続部付近の曲線部等で地下水位が高い砂質系、または緩いシルト系地盤とあります。

緊急度Ⅰの箇所は、1年以内の対策を実施する必要があり、伴堂の箇所が優先条件の何に該当したのか、さらに広がる可能性はないのか気になるところです。併せて、三宅町の下水道管路の更新計画についても、改めて気になるところです。

三宅町公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂版）によれば、三宅町における下水道整備のピークは1989年から1996年ほどまでで、耐用年数50年が来る2039年以降、2051年まで更新が続きます。最もたくさんの更新が必要となる2043年には、単年度で5,000万円ほどの工事費が見込まれています。上水道については県に統合され、更新についても県の企業団の下で行われますが、下水道は三宅町単独で更新していくことになります。しっかりと心構えが必要です。

町長に質問します。この管路は、直径2メートルもある基幹的な管路で、奈良県が管轄しており、奈良県が工事します。緊急度Ⅰの箇所の対策は、どんな工法でいつ実施されますか。

2、この管路が今回の国土交通省の重点調査で対象として抽出された優先条件は、4つのうちどれですか。優先条件①の八潮市の現場と類似した構造・地盤条件だと、今後さらに広がる可能性も考えられるので確認しておきたい。

参考までに、他の優先条件は、②構造的に腐食しやすい、③緊急輸送道路で陥没したことがある、④堆積土砂が顕著に増加した処理場などにつながる管路とあります。

3、この県の管路には三宅町の下水道からも排水されていると思いますが、もし今回の緊急度Ⅰの箇所の近辺に三宅町下水道の排出口があるのであれば、同様の問題が起きるリスクがあるのではないかと危惧します。確たることは言えないかもしれませんが、その可能性について、何か考えがあればお聞かせください。

4、三宅町内の緊急度Ⅱの5か所については、応急措置を実施した上で5年以内に対策を実施することになっています。奈良県から何か説明はありましたか。

5、三宅町公共施設等総合管理計画のⅥ課題の整理では、「策定済みである下水道事業経営戦略に基づき、計画的な管路の長寿命化を図る」とありますが、下水道事業経営戦略が令和7年（2025年）を開始年とした10年計画であることもあり、長寿命化や管路更新に関する

記述がありません。また、総合管理計画では、建物に関しては単純更新パターンのほかに更新費用総額を抑える長寿命化パターンがありますが、下水道についてはありません。下水道管路の長寿命化とはどんな工事をするのですか。当面、長寿命化工事の計画はありますか。

2つ目の質問です。共生のまちづくりについて。

三宅町では、町内で働く人たちを中心に外国籍の住民が100人を超え、町内の産業を支えています。しかし、欧米での移民労働者を排斥する動きは止まらず、国内でも、最近の選挙を機に外国人排斥の動きが表面化しています。悲しいことです。

日本の苦境を助けてくれる外国人労働者に人権を保障し、一緒に社会をつくっていく仲間として支えていかなければ、いずれ日本は外国から見放されていくでしょう。既に永住権取得のハードルを上げ続ける日本に失望し、仕事を求める外国人は、日本ではなく、韓国やニュージーランド、カナダへ流れています。

この点について町長に質問します。

1、三宅町は、人権を大切にしてきた町です。町内の外国籍の住民が安心して胸を張って暮らせるように共生の町づくりを進めていってほしいと思いますが、いかがですか。

2、外国籍の住民には選挙権はありませんが、所得税はもちろん、社会保険料も住民税も支払っている納税者です。外国人排斥の動きもあるので丁寧に進めていかなければいけません。町として外国籍の住民の声を聞く機会をつくっていくことはできませんか。

質問は以上です。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 渡辺議員の一般質問にお答えいたします。

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因する道路陥没事故を踏まえ、国交省から全国下水道管理者に全国特別重点調査が要請され、全国において、調査対象である管径2メートル以上かつ設置・改築後30年以上経過した管路で、かつ奈良県においては、優先条件①埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の構造・地盤条件の箇所及び優先条件②構造的に腐食しやすい箇所とし、調査が行われました。

その結果、奈良県流域下水道センターの説明によりますと、三宅町内においては、県道197号線直下に埋設されている流域下水道管渠において、原則1年以内に速やかな対策を実施しなければならない緊急度Ⅰの判定が1か所判明しております。伴堂地区であることから、対策工事の計画については、直接自治会長にも説明をされた経緯がございます。

判定後の補修工事の実施状況ですが、シールド管内部に一部コンクリートが剥離している

箇所があり、既に去年の11月中旬において、モルタルを充填する施工を完了されております。

なお、国土交通省が本年4月21日に公表した下水道管路の全国特別重点調査（令和8年2月末時点）については、緊急度Ⅱを含めて公表の対象となる旨を県の下水道担当課から事前に説明を受けていたところでもございます。

本町の管理する下水道管においては、令和元年に策定いたしました三宅町公共下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、令和2年度から令和5年度で下水道管渠の管路調査を行い、引き続き令和6年度でマンホールの目視点検を実施いたしましたが、直ちに道路陥没事故につながるような異常は確認されておられません。

なお、これらの調査結果に基づく本町の下水道管の改築・更新事業については、令和7年度においてマンホール腐食対策工事を行っており、令和8年度においては、小柳地区内において、管渠内面被覆工による更正工事を行う予定でございます。

議員お述べのとおり、敷設から耐用年数である50年を迎える管渠、すなわち昭和60年代から平成初期が整備のピークとなっており、今後、老朽化対策が急務となっていくことは必然のことでございます。また、ライフサイクルコストを踏まえた適切な修繕・改築工法を選択していく方針ではございますが、下水道管が埋設されている深さは浅いものでも1.2メートルであり、同じく道路に埋設されている上水道管のように新旧の取替えによる更新が工法として不可能である場所がほぼ全域であると見込んでいることから、先述の管渠内面被覆工による長寿命化工事を中心に実施してまいりたいと考えているところでございます。

本町における次回の管路調査は、令和12年度に計画をしておりますが、今後もマンホール蓋の取替えを含めた必要な措置を継続するとともに、投資の平準化と経営基盤の強化を図り、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、共生のまちづくりについてのご質問にご回答申し上げます。

本町は、これまでも、「人権を尊重するまちづくり」を基本理念として、全ての住民が安心して暮らせる地域社会の実現に努めてまいりました。国籍や文化、生活習慣の違いにかかわらず、一人一人の人権が尊重されることは極めて重要であると認識しており、議員のご提案を大変心強く感じております。

近年、地域社会においては、就労や結婚、学びなどを通じて外国籍の方々と接する機会が増えております。こうした中、多様な文化や価値観を認め合い、互いに支え合う多文化共生の視点は、地域の活力を高める上でも大切であると考えております。本町におきましても、三宅町総合計画及び三宅町人権施策に関する基本計画の下、効果的な施策の推進を図ってい

るところでございます。

また、町として外国籍の住民の声を聞く機会をつくっていくことにつきましては、例えば町の各事業を通じ工夫を設けながら、一人でも多くの方が参加しやすい場の提供や、行政サービスの提供に当たっては、外国籍の住民に対応する窓口等において丁寧に声を拾いながら対応していくこと、生活に不安がある場合、相談窓口の案内など、対応できることがあると考えております。

今後も、必要に応じて関係機関とも連携を行いながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいります。また、住民相互の理解促進や人権意識の醸成についても、引き続き啓発活動に努めてまいります。

以上で、渡辺議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 6番、渡辺議員、再質問。

○6番（渡辺哲久君） 最初に、下水道の件で再質問します。

回答の中でキーワードになっている管渠内面被覆工法ということを正しくちゃんと理解しておく必要があると思うんですね。町民の皆さんにもちゃんと知っておいてもらう必要があると思うので、もう少し管渠内面被覆工法というのを素人でも分かるように分かりやすく説明いただけないですか。

○議長（瀬角清司君） 岡橋公共インフラ整備推進部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） ご質問にお答えします。

私も事務屋ですので、なかなか技術的な説明はしにくいものですから。

マンホールがあって、地下に上下水管路があるんですけども、具体的に言うと、薄い被膜を管路の中に入れて、それを光で硬化させるという工法ですので、掘り返すことなく、今の管径が例えば200であれば、ほぼ200の管径を保ったまま同じ流量を確保できるという工法でございますので、掘り返しの部分がないので、コスト的にも工法的にも一番適切な工法であるというふうに考えております。

○議長（瀬角清司君） 6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） やっぱり実際にこんな2メートルの管とかいうと、八潮のところでももう七、八メートル掘ってやっと管というような状況だから、こういう下水道をこれから更新していくってどれだけ費用がかかるのよというふうにびくびくしながら聞いたんですけども、そういうやり方によって変わってきていると。

実際掘り返すのは不可能だと、そのとおりだと思うんですね。お金もかかる、期間もかか

る。八潮市の場合は人命が、運転手さんが中に、現場にまだ取り残されていたんで、があつと荒っぽい工法ができなかったから時間がかかったということもありますけれども、やっぱりそういうことを念頭に置いて考えると、回答にあつたように管渠内面被覆工法ということで、局所的な補修をした上で、これによって長寿命化していくというやり方は合理的で、まあそれだったら何とかできるのかなというふうに、そのうちにもっと技術革新が進むことを期待するということかなというふうに思いました。

再質問ですけれども、公共施設等総合管理計画では、下水道については、長寿命化を図る以上のことは書いてないんですね。長寿命化とはなんだろうかと思ったら、この管渠内面被覆工法が長寿命化でもあり、かつ更新の役割も果たすと、この計画の中に位置づけるとすればそういう位置づけになるという理解でよろしいですか。

○議長（瀬角清司君） 岡橋公共インフラ整備推進部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） 議員お述べのとおりでございます。

片や、先ほど回答の中にありました下水道事業経営戦略ですけれども、これは7年度に策定されました。こちらのほうでも建設投資についての考察を行っておりまして、令和8年度から令和17年度で約1億5,000万円の投資が必要だろうということを書かせていただいています。こちらにつきましては、もちろん設計費であるとかマンホールの更新ですね、流域下水道の建設負担金、浄化センターに払う負担金なんですけれども、こちらも考慮させていただいて、一旦1億5,000万という数値は算出しているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 当面、その工法によって費用も抑えつつ長寿命化を図り、かつそれで更新に代えることができれば、それにこしたことはない。うまくいかないときはまたその先を考えましょうかということで、当面はそういう選択しかできないと思うんで、それはそれでいいと思うんです。

もう少し長期的な展望、町全体の公共施設等総合管理計画が描いている未来像について、この機会にもう少し確認しておきたいと思いますので、その点で再質問します。

この計画の今後の試算ということで、公共施設全体に関わる更新と費用の試算という、ちょっと解説しながら質問することになりますけれども、一応当面する大きなものとしては小学校の建て替え、これが何十億か。ほかのところでは、もう四、五十億で建ったものが80億、90億になっているとかいう恐ろしい世界になっていますけれども、当面、まずそれをクリアしなきゃ町としては前に進めないと。その後、10年ぐらいのうちにこの本庁舎が耐用年数を

超えて、建て替え問題が迫ってくると。当面大きな柱があるわけですね。

本当は町営住宅の建て替え問題がもう既に始まっていたはずなんだけれども、ここについては、長寿命化ということで先延ばしして、この2つの山を越えた後に町営住宅の将来像を定めて、どれだけの戸数をどういう形で更新していくのかということをその後に進めようというような計画になっているように見えます。

下水道に関しては、この計画の段階では、耐用年数を超えたらそこから更新を始めるということで、大体2038年、9年あたりから一挙にがががあつと10年ぐらい、一番多いときだったら4億、5億という単位で更新をするという計画でこの段階では書かれているんだけど、さっきの工法に転換して、長寿命化イコール更新というやり方で進むとなった場合には、こういうやり方にはならないということですよね。

まず、こういう全体像の理解で間違っていないですか。

○議長（瀬角清司君） 岡橋公共インフラ整備推進部長、資料の共有はできていますよね。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） 持ち合わせてございます。

○議長（瀬角清司君） ありますよね。

岡橋公共インフラ整備推進部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） お答えします。

今お持ちの資料につきましては、手元に持ち合わせておりますので、小学校の部分とか庁舎の部分は含まれておりますけれども、その部分も含めてお答えいたします。

下水道につきましては、この同じ資料、計画の中の35ページで、下水道管については、先ほど松本議員の道路の部分もあったんですけども、一旦この12万4,000円／メートルという係数がございまして、これまでの計画の結果であるとか工事の種別・延長ごとにこの数字が出ていますわけですけども、それで全く更新ということで、この金額をもって、先ほど言われました2038年ぐらいから10年間ぐらいの更新ということでこちらの数字が出ておりますので、この数字からより具体的に、先ほど説明した部分で経営戦略で出した数字のほうがより近いというふうに考えております。

○議長（瀬角清司君） 6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 私、誤解しているといけないので確認しますけれども、この12万4,000円というのは、さっき言った管渠内面被覆工法でやるということを前提にして立てられた単価とか計画とか、そういうことですか。

○議長（瀬角清司君） 岡橋公共インフラ整備推進部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） この12万4,000円なんですけれども、一旦この計画のときに数字で出ていまして、その条件といたしましては、関連計画、経営戦略のほうの試算結果を反映となっておりますけれども、ちょっと今、この計画を持ち合わせておりませんので、工法については明言することはできませんけれども、いずれにしても、先ほどの経営戦略の中で申しましたように、10年間で1億5,000万という数字が今一番最新の目標値でありますので、こちらのほうがより現実に近いというふうに考えております。

○議長（瀬角清司君） 6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 分かりました。

これは多分、管渠内面被覆工法を前提とした計画ではなくて従来工法で算出したもので、実際には、今、部長に回答いただいたように、長寿命化で標準化できますよね。こんなふうにすごい山でやっていく必要はなくて、もっと順々にやっていく、大体毎年同じぐらいの費用をかけながらやっていくというふうなことができるようなことで、長期展望としてもこの計画に比べると安定した計画がつくれる、長期展望が見られるというふうに感じるんですけれども、そういう理解で正しいですか。

○議長（瀬角清司君） 岡橋公共インフラ整備推進部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） 先ほど申しましたように、こちらの公共施設総合管理計画の12万4,000円なんですけれども、ちょっとこの設定条件のほうは今はっきり申し上げられないところがありますので、差し控えたいと思いますけれども、繰り返しますが、今の経営戦略のほうで出している数字というのが一番最新であるということでございます。

○議長（瀬角清司君） 6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 分かりました。

こういう全体像をなかなかぱっと理解するのはハードルが高いんですけれども、例えば小学校の建て替えにお金がかかると。そのときに、自分たちはどれぐらいだったら無理できるのかとか、いや、これ以上は無理でしょうとか、そういうことをみんなが脅しで萎縮しちゃうとかでもなく、いや、何とかやるよと根拠なく、とにかく今必要なんだから使おうとか、そういうんじゃないで、ある程度の長期的な展望を持って、小学校については、こんなことを何回もできないわけだから、いや、ここまではやろうよと、ちょっと無理してでもここまでは背伸びして頑張ろうよ、それはこういう長期戦略の中でいけばできないことではないからという。やってみなきゃ分からないけれども、ある程度の裏づけを持って町民にも伝えていくということは必要ではないかなと思うんです。

それを分かりやすく、誤解なく伝えるというのはなかなか難しいですけども、そういう情報提供をしながら論議していくということがぜひ必要ではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

大変重要な視点であるというふうに考えております。渡辺議員のおっしゃるように、また長期的なところの中で、先ほど庁舎の建て替え等々ご意見がありましたけれども、やはり学校の建て替えの中に合わせて庁舎のどの機能を入れていくであったり、庁舎自身がこのフルスペックで建て替えじゃないような形で、将来的な更新も見越して、今度の学校を核とした町づくりの中で、学校の中の核として今の機能の何を入れていくか、また、今あるものをどれだけ圧縮というところも含めて検討の必要があると思いますので、そういったところ、公共施設の再編も含めて計画というか、学校の建て替えというところをしっかりと考えていく必要があるのかなと。

学校の建て替えだけでなく、その先の更新等々、公共施設全体を見た中で統廃合であったり、廃止も含めて考えていく必要というところはあるのかなというふうに思いますので、その大前提として、今おっしゃったような視点というところの情報共有ということは非常に重要であるというふうに考えておりますので、それがないと対話が進んでいかないというふうな認識をしているところでございます。

○議長（瀬角清司君） 6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） そういうちゃんと要を示して、ここはみんなで踏ん張らないと、でもここを踏ん張ったらこういう先が見えてくるからと、そういうめり張りがちゃんと町民の中でも見えるような、ここは頑張ろう、ここは頑張ろうというような情報提供がぜひ必要で、そういうものが裏づけになっていないと、小学校の建て替え問題でも、自信を持った明確な方針というのはなかなか出しにくくなるんじゃないかなと思いますので、ぜひ町民全体に向けて、長期の展望としてこういうことを考えているということを町民の中にもお伝えしていくことにぜひ努力してほしいと思います。これは要望です。

2つ目の質問の再質問をします。

埼玉県川口市とか蕨市でクルド人の人たちに対してすごい排斥の、もう何か報道の映像を見るだけで目を覆いたくなるような、耳をふさぎたくなるような、本当によくあんなことをするなということですが、やっぱりそういうことが現に起きていますね。

一応、埼玉県の大野知事が、この人たちが言っているような事実はないと、そういうヘイトで挙げられているような事実はない。報道の中でも、クルド人の人たちが法律を知らないで自分たちの集会所を建ててあったら、それが建築基準法違反で取り壊しをしなければいけないとか、知らなかったんですとか、そういう報道もあったんで、そういう失敗もあったけれども、それも含めて、でもヘイトで言われているような事実ではないというふうに大野知事が記者会見するとか、あとクルドの人たちが集まる集会所でスピーカーで大音量を流して、がらがん街宣をかけて追い出しを図るというような動きに対しては、さいたま地方裁判所がそれは人権侵害だということで差し止めの仮処分の決定を下すとか、守る動きもありますけれども、やっぱり全体としては、何と嫌な世の中だなという現状が残念ながらあります。

こういう動きに対して、私たちが、いや、三宅は人権を大切にしている、外国人の人たちに自分たちはこれだけ助けてもらっているんだから一緒にやっていくんだということをちゃんと示していこうと思うと、目の前にこういう動きがあると、じゃ、何をもって踏みこたえていくのかというのは、結構ちゃんと腹をくくってやらないと駄目だという気がするんですね。

今日は、基本的な考えとか基本的な姿勢とか、その点だけを質問し、話をしたくて質問しています。

そういういわばヘイトの攻撃にさらされている外国人の人たちの過酷な状況に対して、三宅町は、そういうことも起こり得るということを念頭に置いて、でもなおかつ踏ん張るとしたら、最も大切なこと、大切にしたいと思っていること、それはどんなことでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 回答は。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 本当に、先ほど回答させていただきましたけれども、やはり人権を尊重するまちづくりの基本理念として、やっぱり全ての住民の人が安心して暮らせる地域社会の実現というところ、また、一人一人の人権がやっぱり尊重される社会というところが基本的には大事だというふうに認識しているところです。

○議長（瀬角清司君） 6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 私は、三宅町の町民が、三宅に住んでいる外国人の人たちとどれだけの生の交流を持っているかということだと思うんです。何とかさんという名前と顔が分かっている、その人がここでこうやって働いて、こうやって頑張って暮らしている、こうやって子供を育てている、そういう姿を知っている町民がたくさんいれば、何言っているんだと。こ

の人は私の友人だ、私にとって大切な人だ、何でその人をそんな攻撃するんだ、みんなで守るぞという声が湧いてくると思うんですよね。

町民もいろんな考えがあるから、全員が全員そんなふうに守ってくれるとは限りませんが、でも、百数十人三宅町に住んでいて、たまに自転車で走っている姿は見るけれども、一度も話したことはない、どんな暮らしをしているのか、そういうことにも全く触れる機会がないということだと、外からわあっと来ていっぱいデマを流されても、それに反論する具体的な根拠を持っていない。そうすると、違うと思いながらも流されてしまうということになり得ると思うので、本当にリアルに外国人の人たちと三宅町のその他の住民が会って、顔を合わせてわいわい交流できるような、そういう、いや、あの人は私の友達だと言える三宅町民がどれだけいるかということがやっぱり勝負じゃないかなと私は思っています。

そういう意味で、いろいろ実際に外国人の町民が困ったときには、いろんな行政としてできる支援、手助けはしますよという回答をいただいているんですが、それはそれで大切なことです。ぜひやってほしいと思う。それとプラス、三宅町の町民が外国人の人たちとのどんな交流の場をつくれるのかというのも、長い目で見たらというか、一番大切なことはそこにあるんじゃないかなと。

それは行政だけでやることではないと思いますけれども、外国人の人たちの協力が必要だし、町民の中でそれは面白いと思って協力してくれる人が必要だし。ただ、ちゃんと場をつくってコーディネートして、後ろから支える行政の役割というのもぜひ、後押しするものがないと住民の力だけではやっぱり長続きしないかなと思うので、そういうことをどうやったらできるのかというのは、行政の中でもぜひ考えておいてほしいと思います。

具体的なことについては、私も何かプランがあって話しているわけではないので、いろいろ、この前伴堂でやられていた太子道の集いとか、ああいうような場の中に外国人の人たちが実際にもしいたとしたら、たくさんの人たちがその場でリアルに交流できる。そんな場面を地元の住民の人たちと一緒につくっていくということに私も努力したいと思いますけれども、行政の側からも何ができるか考えて、一緒に歩んでいていただきたいなと思います。

もしよければ、一言お願いします。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 貴重なご意見、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、外国人だけではなく、やはり一人一人がそうやって大切にされるということが必要だろうなと思います。

すごく分かりやすかったなと思うのが、地域おこし協力隊を一例に挙げますと、やはり活動が見えないことによって、おっしゃるようなデマであったり、誹謗中傷というところも事実あったこともあるのかなというふうに思いますし、これは外国人だけでなく、やっぱり外から来る人をどう受け入れていくかという根本的な課題のところかなと思います。

太子道まつりは、地域おこし協力隊の方々を中心に、地域の方を巻き込んでやっていただきましたけれども、そこには障害をお持ちの方であったり、様々なステークホルダーの方々が参画したというところでは、非常に新しい、何か三宅らしいつながり、外の人がハブになることによって地域とのつながりというところが生まれるきっかけになったのかなと。

渡辺議員がおっしゃるように、ああいった場がすごく大事になってくるのかなと思いますし、行政だけではそれはできませんし、一人一人がそこに参画する、自分事としてやっぱり町づくりに参画して、一人一人が町のメンバーだということで、メンバー同士のつながる場がやはりああいう形で必要なのかなというふうに思いますので、ぜひそういった方々をさらに巻き込めるように、これは外から来た人がきっかけかも知れないですけども、やはり中にいる私たちがいろんな人をつないでいくということが、来年度もし行われる場合には必要なのかなというふうに思いますので、そこは行政としても連携できるところはしていきたいというふうに思いますので、ぜひ皆様方の、議員一人一人のご理解、ご協力も賜りますようお願い申し上げたいと思います。

○6番（渡辺哲久君） 終わります。

○議長（瀬角清司君） ありがとうございます。

これで、6番議員、渡辺哲久君の一般質問を終わりたいと思います。

以上で一般質問を終わりたいと思います。

◎散会の宣告

○副議長（森内哲也君） これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日4日より11日までは、各常任委員会開会のため休会とし、6月12日午前10時より再開し、各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午後 1時54分）

令和8年6月三宅町議会第2回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和8年6月12日金曜日午前9時30分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

瀬 角 清 司	森 内 哲 也	梅 本 睦 男
久 保 憲 史	川 鰭 実希子	松 本 健
渡 辺 哲 久	辰 巳 光 則	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	吉 弘 拓 生
教 育 長	大 泉 志 保	総 務 部 長	今 中 建 志
公共インフラ整備推進部長	岡 橋 正 織	住民生活部長	長谷川 淳
健康子ども部長	宮 内 秀 樹	教育委員会事務局長	幸 田 美 和
会 計 管 理 者	田 中 修 三	幼 児 園 長	植 村 恵 美

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	堀 川 佳 則	モニター室係	森 本 典 秀
モニター室係	松 田 大 樹		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

6 番 議 員	渡 辺 哲 久	7 番 議 員	森 内 哲 也
---------	---------	---------	---------

令和8年6月三宅町議会第2回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和8年 6月12日 金曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1

常任委員会委員長報告

(1) 総務建設常任委員会委員長報告

(2) 福祉文教常任委員会委員長報告

◎開議の宣告

○議長（瀬角清司君） おはようございます。

定刻になりましたので、始めてまいりたいと思います。

令和8年6月三宅町議会第2回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、議会は成立をいたしました。

これより本日の会議を開きたいと思います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（瀬角清司君） 本日の議事日程はお手元に配付してありますとおりでございます。

◎常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（瀬角清司君） 日程第1、常任委員会委員長報告についてを議題といたします。

去る6月3日の本会議において、常任委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、6月8日午前9時30より開会されました総務建設常任委員会の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、梅本睦男君。

○総務建設常任委員会委員長（梅本睦男君） 令和8年6月、総務建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る6月3日、第2回定例会本会議において、総務建設常任委員会に付託を受けました諸議案について、8日に総務建設常任委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第25号 令和8年度三宅町一般会計第1回補正予算案について、各部局においては、主に、総務部関係では、職員の人事異動、昇格等に伴う人件費138万8,000円の増額、災害リスクの評価による地域防災計画の更新費用1,686万3,000円の増額、自治総合センター助成金の不採択による自主防災組織育成事業費160万円の減額、財源調整による予備費1,132万8,000円の減額等が行われ、歳入予算では、地域防災計画の更新費用に対する防災力総合交付金843万1,000円の増額、自治総合センター助成金160万円の減額補正等が行われていま

す。

公共インフラ整備推進部関係では、令和7年度に国庫補助金の採択を受けたことによる農業水路等長寿命化防災減災事業費745万円の増額補正等が行われています。

以上が、令和8年度三宅町一般会計第1回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

総務部では、人件費の増減理由について、補助金の採択状況や不採択の理由、補助事業に対する当初予算編成の基本について、地域防災計画の見直しに当たっての経緯や現状、災害リスク評価と災害時の課題や検討事項について、交流まちづくりセンター運営委員会の開催頻度や規約改正の状況、図書室のメディアの充実と課題について、森林環境譲与税の使い道についてなどの質疑を行いました。

質疑においては、委員より地域防災計画の見直しに当たっては、地域の要望も含め、浸水想定区域の避難所運営の在り方についても検討してもらいたいなどの意見があり、理事者からは、委員の意見を踏まえ最終的な行政判断を行いたいとの回答がありました。

公共インフラ整備推進部では、公共下水道事業会計への繰出金について質疑を行いました。

この議案第25号 令和8年度三宅町一般会計第1回補正予算案について、本委員会は、全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第27号 令和8年度三宅町下水道事業会計第1回補正予算案については、一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴う人件費1万8,000円の増額、収入においては一般会計繰入金の増額が行われ、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第28号 三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、消防団員等が公務により死亡した場合の葬祭補償額の改正を行うもので、災害補償の適用範囲や過去の事例についての質疑を行い、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第31号 工事請負変更契約の締結について（工業ゾーン三宅1号線道路改良工事（6期））は、本請負契約において変更契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもので、これまでの工事費と今後の予定額について、工期の延長についての質疑を行い、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第32号 財産の取得について（職員用端末）は、職員用端末60台を取得するに当たり、議会の議決を求めるもので、職員用端末の保有状況と機器の更新計画について、フリーアドレス化についての質疑を行い、委員からは、セキュリティ費用などについての懸念

が示され、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が、総務建設常任委員会に付託を受けました、補正予算案2件、議案3件の概要であり、慎重に審議を行いましたことをご報告申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（瀬角清司君）　続きまして、6月8日午後1時30分より開会されました福祉文教常任委員会の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、久保憲史君。

○福祉文教常任委員会委員長（久保憲史君）　去る6月3日、第2回定例会本会議において、福祉文教常任委員会に付託を受けました議案について、8日に福祉文教常任委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第25号　令和8年度三宅町一般会計第1回補正予算案について、各部局においては、主に、住民生活部では、介護保険特別会計繰出金49万5,000円の増額、関係法令の改正によるシステム改修費などの増額補正が行われています。

健康子ども部では、子ども・子育て会議の開催経費などの増額補正が行われています。

以上が、令和8年度三宅町一般会計第1回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

住民生活部では、医療機関窓口でのマイナ保険証と医療受給者証の取扱いやオンラインの資格確認について、質疑を行いました。

この議案第25号　令和8年度三宅町一般会計第1回補正予算案について、本委員会では、全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第26号　令和8年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算については、介護保険制度の改正に伴うシステム改修経費99万円の増額補正が行われ、今後のシステム改修の予定について、食費、居住費に対する負担軽減制度の見直しの内容についての質疑を行い、本委員会は、原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第29号　三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、関係法令の改正に伴い、個人住民税の公的年金等受給者の扶養親族等申告義務の見直し、医療費控除等の適用期限の延長による改正などを行うもので、固定資産税の免税点の引上げ理由について、危険地域の土地の譲渡について、暗号資産に対する課税見直しの内容について、公的年金受給者の申告義務の範囲についてなどの質疑を行い、本委員会は、原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第30号　三宅町児童館設置条例を廃止する条例の制定については、上但馬団地

児童館の廃止に伴い、条例を廃止するもので、条例を廃止するに至った経緯と現状について、交流まちづくりセンターM i i M o の施設の事業の現状に対する児童館機能について、子供たちの居場所となる児童館の必要性について、質疑を行いました。

質疑においては、委員より児童館が単なる建物ではなく、子供たちにとって重要な施設であることや、児童館機能を有して施設があるから、児童館が必要でないと考えず、子供たちにどんな支援をしていくかは、必要な人員配置を含め、どのような拠点施設が必要であるかを考えていただきたいなど、様々な意見があり、理事者からは、意見をいただいた点については、子供たちの居場所のために、問題点を認識しながら関係する担当課が情報共有しながら責任をもって取り組んでいきたいとの回答があり、本委員会は、原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

その後、議員間討議においては、条例を廃止する前に、廃止に至る明確な理由や児童館機能の継承について十分な検討を説明する必要ではないか、一般質問での回答の後の説明が矛盾していることや、関係部署間での認識が異なっていること、児童館が担ってきた機能をどのように承認していくかや、ユースセンターの役割と低学年の子供たちが利用しにくいのではないか、また、公民館条例が廃止された際に、地域の公民館について、なし崩し的に進められた事例があり、廃止するのであれば、課題や整理や議論を充実してから進めるべきではないか、条例を残すことによって建物に対する予算措置などが必要であることや、県などの関係機関との協議が必要であるのではないかなどの懸念するべきことがあるとの意見など、各委員より多様な視点で考えが出されました。

次に、承認第3号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、関係法令の改正に伴い、軽減判定基準額の引上げを行うもので、本委員会では、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、承認第4号 三宅町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、関係法令の改正に伴い、固定資産税の減額措置に対する改正などを行うもので、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が、福祉文教常任委員会に付託を受けました補正予算案2件、議案2件、承認2件の概要であり、慎重に審議を行いましたことをご報告申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（瀬角清司君） ただいま、各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬角清司君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

反対討論、池田議員、反対ですか。

池田議員のほうから反対討論で。

○9番(池田年夫君) 第2回定例会の議案は、一般会計補正予算案、介護保険補正予算案、下水道事業補正予算案、条例関係は、消防団員の公務災害補償条例の一部改正、町税条例の一部改正、児童館設置条例の廃止と工事請負変更契約の締結、財産の取得、国民健康保険税条例の一部改正、町税条例の一部改正であります。

この中で、介護保険補正予算の中に、令和8年8月から低所得者の食費、居住費の負担軽減に伴うシステム改修費が補正予算として33万円が計上されていますが、住民にとっては、システムを改修した後、どうなるかということであります。

厚生労働省の、令和8年度介護保険報酬改定についてを見てもみると、食費、居住費については、利用者の負担、第1から第3段階の②のほうを対象に、所得に応じた負担軽減限度額を設定、標準的な費用の額、基準費用額と負担限度額との差額を介護保険から特定入所者介護(予防)サービスとして、給付となっていますが、第3段階の①、合計所得が120万円以下の方については30円、②の120万円以上の方については60円プラスして、8月から徴収することになる議案であります。

町条例の一部改正の中に、特定暗号資産等に係る個人住民税については、今まで課税率最大55%と20.315%であったのを、一律20.315%にするとしています。

現行の総合課税制度では、最高税率55%とすると、個人投資家の含み益が海外へ流出する要因となっていたということから、一律20.315%にし、損失の3年間繰越控除を創設し、一部資産家の優遇税制となっています。

議案第30号の、児童館設置条例の廃止条例については、上但馬団地児童館の財産処分年限が過ぎ、児童館機能がM i i M oに移っているというのであれば、設置基準の1つである、児童福祉に関する資格をもった職員を配置することを提案し賛成といたします。

介護保険補正予算と町条例予算について反対とします。他の議案については、別段問題は

ありませんので、賛成いたします。

これで討論を終わります。

○議長（瀬角清司君） そうしましたら、森内議員。

○7番（森内哲也君） 私のほうからは、議案第30号 三宅町児童館条例を廃止する条例についての賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど、委員長報告の中でもありましたとおり、委員会で行われた議員間討議の中では、児童館設置条例の廃止が児童館廃止につながることは、三宅町にとって児童館が廃止されることは、子育てに力を入れる町として、これで本当に良いのだろうか、そういう視点での議論がありました。

現在、交流町づくりセンターM i i M o では、子供たちの多様な居場所の1つとして、利用されていると感じております。

また、子どもの居場所部会が定期的開催され、健康子ども課、小中学校、ユースセンター、教育委員会、また川西町の関係部署、部門、部課など多くの機関が参加しているということで、実際に支援が必要な子供を専門的に支援につないだ事例も幾つかあるということを確認させていただきました。

このことから、三宅町では、子供を1つの児童館だけで支えるのではなく、関係する機関が、それぞれの場所で子供を見守り、必要な支援につなぐ仕組みが機能していると判断させていただきました。

児童館の役割が不要になったそういうわけではなく、その役割を1つの施設に限定せず、町全体のネットワークで担う形へ変わったものと考えます。

以上の理由から、本条例案には賛成したいと思います。

しかし、今後この仕組みが担当課の移動などによって、失われることがないよう、また、町として方針を明確にして、子どもの居場所部会が継続して機能しているのか、はたまた必要な子供に適切な支援につなげられているのか、交流町づくりセンターのM i i M o が子供たちの多様な居場所の1つとして機能しているのかを定期的に確認することを求めたいと思います。

以上です。

○議長（瀬角清司君） ほか、討論ございませんか。

3番議員、川鰭議員、反対討論のほう。

○3番（川鰭実希子君） 賛成です。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員、反対ですか、反対討論のほうから先にお願いで。

6 番議員、渡辺議員。

○6 番（渡辺哲久君） 議案30号の三宅町児童館設置条例を廃止する条例について反対討論を行います。

委員長報告の議員間討議の中にもありましたけれども、児童館について、今後必要であるのか否かについては、きちんとした検討と論議が必要だというふうに思います。

私個人は、どれだけ三宅町内に子供支援、子育て支援の機能がいろいろな形で分散しながら充実したとしても、児童館は絶対に必要だというふうに思っています。

今回の議案については、上但馬団地の既に使用していない児童館の廃止を後付け的にするというものではありませんが、児童館が必要であるか否かということについては、もっときちんとした論議をして、最終的な結論を議会のほうでも子どもの居場所部会という活動が始まったばかりという、議会ではなくて行政のほうでも始まったばかりだと聞いていますので、そういう論議と実践とを積み重ねた上で、最終的に児童館について必要なのか、廃止するのか、必要であるとすればどういう形にするのかということをもっとはっきりした形で論議して決めた方がいい、拙速であると。児童館はもう必要ありませんというような論議を、今の段階でするべきではないというふうに考えて反対します。

以上です。

○議長（瀬角清司君） そうしましたら、3 番議員、川緒議員。

○3 番（川緒実希子君） 議案第30号 三宅町児童館設置条例を廃止する条例の制定について賛成の立場から討論させていただきます。

賛成ではあるのですが、幾つか懸念している点があるので、個人的な附帯決議とでもいうものとして、お聞き願いたいと思います。

これまで、児童館というのは、そこに行けば児童厚生員の方がいて、一定の居場所というのが確保されていた。それは定休日以外はいつもやっている場であったと思います。

その児童館で行われていたものが、この数年の間にスマイル、学童保育、ユースセンター、小学校や幼稚園の放課後のグラウンド解放、宮北さんの倉庫、それから、かいほう塾、クラブ、みらプロなどに引き継がれているとの役場の認識であると思います。

先ほど申し上げたように、これまでは児童館という場所に行けば一定の時間過ごすことができた。しかし、その機能の中の未就学児とその親に対するものは、包括支援センタースマイルに一元的に引き継がれたと思いますが、小学生から高校生の居場所というのが、非常に

分散されて、しかも曜日や時間帯によってあちこちにある。とても複雑な形になっているなと思います。

だから、役場の職員さんであっても、どの年齢の子が、何曜日の何時にはどこでそういう居場所を利用できるのか、きちんと把握している人は本当に少ないのではと心配します。

例えば、ユースセンターは、毎月スマイルで週4日、ユースセンターを開催しているけれども、それは毎月曜日が変わっています。

カレンダーを見なければ分かりません。それとかコワーキングスペースで行っている学習支援の日も、その月によって変わっています。

インスタ見ればよいのではというご意見があるかもしれませんが、インスタを使いこなせる子が全てとは限らないし、特に小学生なんかには、なかなかハードルが高いんじゃないかなと思っています。

ネットワークという言葉が先ほど話に出たかと思うんですけども、そういうネットワークができてきた、そのネットワークゆえの複雑さといものが逆に発生しているなと私は感じています。

だから、児童館というものが町中にいろいろなネットワークで担うんだって、それだけ聞くとすごくいいなと思うかもしれないけれども、利用する個々の小学生、中学生、高校生にとってみたら自分の今日の居場所はどこなのという話につながりかねないんです。

だから、その複雑さ、分かりにくさを乗り越える努力というのをしていただきたいというのが1点目です。

それともう1つは、小学生の居場所ということが、一番手薄になっていると思います。

未就学児はもうばっちりだと思います。スマイルはよくやっているといます。

でも、ユースセンターというのも中高生をターゲットにしている。なので小学生は学童クラブがあるじゃないと思っているかもしれませんが、学童で満足できるのはせいぜい1、2年か3年生ぐらいが限界なんです。あの狭い場所に。天気が悪ければあの狭い場所から出られないんですね。

だから、やはり4年生ぐらいになると、みんな在籍という形にはしているかもしれないけれども、実質行かない日というのがどんどん増えていきます。そうなった4年生から6年生の居場所づくりというものに、もう少し力を注いでほしい。もちろん、今過程なのは分かっています。これからどんどんよくなる三宅町ということを期待しての意見だと思ってください。

よろしくお願いします。

○議長（瀬角清司君） そのほか、5 番議員、松本議員。

賛成ですか、反対で。

○5 番（松本 健君） 私も、議案第30号 三宅町児童館設置条例を廃止する条例の制定について、について反対の立場から討論を行わせていただきます。

三宅町には過去、児童館がありました。上但馬児童館と上但馬団地の児童館。

そして、その上但馬の児童館では学童保育も行われていました。

これまでの間、この地で児童館で育まれて、巣立っていたお子さんたちもたくさんおられたことでしょう。その後、学童保育の移転や、M i i M o の建設などいろいろあり、現在、上但馬の児童館は既に建物もなく、また上但馬団地の児童館も施設の老朽化もあり、休止状態が続いているのは皆様ご存知のとおりです。

今回の条例廃止については、既に物が無いんだから、今さら何をといった感も否めないことは事実です。

しかしながら一方では、児童館が廃止されることについて、この条例廃止という行為が一つの大きな区切りとなることも事実です。

役場の職員の方や、関係者の方からは、いや、児童館という箱はなくなるけれども、この精神はいろいろな事業に引き継がれています、既に子供たちの居場所づくりの活動が始まっていますというふうに言われます。

そもそも、上但馬の児童館が閉鎖され、学童保育が移転し、M i i M o が建てられた、その際、議会でも議論を尽くしました。複合施設M i i M o に公民館機能のみならず、児童館機能をしっかりと盛り込んでいくことの要望、提言をさせていただきました。

M i i M o ができて、約5年ほどになるのでしょうか。子育て、子供の居場所に関連していろいろと試行錯誤されていることは理解しているつもりです。

はたして、公民館、児童館の代替としての存在となっているのでしょうか。M i i M o にこだわるわけではなく、子育て、子供の人権を大切にする三宅町として、児童館活動に代わるものが実現できているのか、広く住民の皆さんが児童館はなくなったけれども、私たちの三宅町は子供たちのことをこんなに大切にしているといった、コンセンサスが得られているのでしょうか。

この条例を廃止するのは簡単なことです。

一方で、廃止しないと困ることもさほどあるようには思えません。本条例は確かに、過去

児童館があり、今はなくなったが、三宅町ではその精神はずっと引き継がれており、児童の健全育成が町一体となって進められているということの認識、またはそういう姿に向かってみんなの意識が同じ方向を向いているといったことの確認の上で、廃止されることを望みます。

これまでの討論を内容を聞く中で、私も児童館が必要だ、必要でないという話は、多分賛否両論いろいろな意見があるとは思いますが。

でも、そういうのが公に広く議論されて、話がし尽くされているのかという観点では、やはりまだ不足なんかがあるんじゃないのかなと思っております。

この住民を代表する議員9名の中で、話をした際にも、児童館というキーワードでもいろいろ議論が出てくる、賛否両論が出てくる。児童館というよりは、もっと子供の居場所というような、広い活動で行政から提案される内容についても、それが1件、1件出るごとに、やはり賛否ではないけれども、やり方についていろいろな意見が出てくる。

常にそういう意見が出てくる中で、試行錯誤をしている段階だと思っております。

それについて、この一旦の区切りを迎える条例の廃止というタイミングで、もっとしっかりとやっていくべきなんじゃないかなと思っております。

例えば、その賛否両論いろいろある中で、住民を巻き込んでというので、教育委員会さんなんかでも、学校のことでいろいろとやってくださっていますが、なかなかすごい大変なことだとは思いますが。

でも、児童館の条例廃止されましたよ、三宅町はこういうふうに進んでいくんですよというふうな内容を例えば、何月号かの広報にでも賛否両論交えた形で広く公開した上で、議論を尽くして、その先にこういう条例の廃止というのを迎えるというやり方が、私としては、非常に妥当ではないかと考えておりますので、今回の条例には反対させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（瀬角清司君） そのほか討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） そうしましたら、討論なしと認めます。

ここで討論は終わります。

お諮りをいたします。

議案第25号 令和8年度三宅町一般会計第1回補正についてを採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第26号 令和8年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算についてを採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（瀬角清司君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第27号 令和8年度三宅町下水道事業会計第1回補正予算についてを採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第28号 三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第29号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（瀬角清司君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第30号 三宅町児童館設置条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第31号 工事請負変更契約の締結について(工業ゾーン三宅1号線道路改良工事(6期))を採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第32号 財産の取得について(職員用端末)を採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

承認第3号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

承認第4号 三宅町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

本件は可決することに決定をいたしました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（瀬角清司君） お諮りします。

閉会中の継続審議について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第8項の規定に基づき、議会閉会中においても、継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

◎町長挨拶

○議長（瀬角清司君） 以上で、本定例会に提出されました案件は、全て議了いたしました。

閉会に当たり、森田町長より挨拶を受けることにいたします。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和8年6月三宅町議会第2回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、本定例会に上程いたしました令和8年度三宅町一般会計第1回補正予算をはじめとする補正予算2件、条例の改正及び廃止3件、その他の議案2件、承認2件、報告2件、同意1件の重要案件について慎重審議の上、全議案ご可決、ご承認賜りましたこと厚く御礼を申し上げます。

さて、我が国の経済情勢は、物価高騰が長期化し、住民生活や地域経済への影響が続いております。

また、国際社会においては、中東地域をはじめとするリスクの高まりや、エネルギー価格の変動など、不確実性が一層増している状況にあります。

こうした状況を受け、国においては、エネルギー価格高騰対策や物価高への対応を目的とした令和8年度補正予算が成立し、地方自治体に対する支援措置も講じられることとなりました。

今後、本町におきましても、国、県の施策と連携を図りながら、町民の皆様の暮らしを守るための取組を着実に進め、限られた財源の中ではありますが、将来を見据えた持続可能な町づくりを推進し、住んでよかった、住み続けたいと実感していただける町の実現に向け、全力で町政運営に取り組んでまいります。

今後も、議員皆様のより一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和8年6月三宅町議会第2回定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（瀬角清司君）　ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（瀬角清司君）　以上で、令和8年6月三宅町議会第2回定例会を閉会いたしたいと思います。

議員各位におかれましては、慎重なる審議を重ねていただき、誠にありがとうございました。

（午前10時39分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員